

# 令和4年度 業績評価報告書

令和5年1月

林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

## 目 次

第 1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第 2 業績評価の実施方法等	1
1 評価の対象事業	1
2 評価の方法	2
第 3 業績評価の実施及び結果	4
1 業績評価の実施	4
2 業績評価の結果	4
3 事業評価を行った委員の総合コメント等	5
○ 委員会開催の経緯	19
○ 委員名簿	19
(参考)	
・令和3年度事業計画及び事業実績	20
・令和4年度業績評価実施要領	54



## 第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会では平成15年度から同18年度までの4年間、主に調査研究事業を対象に、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度には、第三者による的確かつ適正な評価を事業計画に反映させた、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことが必要であるという社会的要請を受け、評価方法等を見直し、前年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

平成20年度から前年度業績評価の実施状況を踏まえ「業績評価実施要領」を定め、評価の目的、評価対象事業、評価方法を明確にし、業績評価を実施した。

令和4年度については、「令和4年度業績評価実施要領」に基づき、令和3年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

## 第2 業績評価の実施方法等

### 1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における24事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）
  - (1) 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
  - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
  - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
  - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
  - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（7事業）
  - (1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着
  - (2) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
  - (3) 図書・安全衛生用具等の普及
  - (4) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
  - (5) 労働安全・労働衛生標語の募集
  - (6) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
  - (7) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

#### 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）

- (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
- (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
- (3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組
- (4) 労働災害情報の収集分析と提供
- (5) 各種活動における会員加入の取組
- (6) ホームページの運営
- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

#### 5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）

- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
- (2) 理事会・総代会等の開催
- (3) 支部長会議等の開催
- (4) 情報セキュリティ対策の推進

#### ＜参考＞

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業で、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

## 2 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記1の24事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

- (ア) 事業目的は達成されているか。
- (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
- (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
- (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
- (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

- (ア) 労働災害の防止

## (イ) 財政基盤の強化

### (2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

### (3) 評価の手順等

#### ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

#### イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支決算書及び関連資料を含む。）を委員会委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

#### ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告をもとに議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値をもとに議論を行い、業績評価総括表を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

(注) 総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論をもとに作成する。

### **第3 業績評価の実施及び結果**

#### **1 業績評価の実施**

##### **(1) 第1回委員会の開催**

令和4年8月1日（月）に令和4年度第1回委員会を開催した。

事務局から令和3年度事業計画、令和3年度事業報告等の資料をもとに同3年度実施事業の説明を行った後、令和4年度における業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「令和4年度業績評価実施要領」を定め、業績評価を実施することと決定した。

##### **(2) 第2回委員会の開催**

令和4年12月12日（月）に令和4年度第2回委員会を開催した。

令和3年度実施事業について、各委員から寄せられた業績評価シートに係る質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、「補助事業」2事業区分及び「自主事業」3事業区分ごとの個別評価及び総合評価について審議し、委員会としての業績評価を行った。

#### **2 業績評価の結果**

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、令和3年度に実施した事業全般について、労働災害防止団体としての専門性を活かし、効果的かつ効率的な事業運営に努めたことにより、概ね事業計画に沿って順調に事業が遂行され、その目的が達成されているものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

項目		評価
I 補助事業	1 安全衛生管理活動事業（4事業）	4
	2 労働災害防止特別活動推進事業（1事業）	4
	[補助事業全体]	4
II 自主事業	3 安全衛生教育支援事業（7事業）	4
	4 安全衛生対策支援事業（8事業）	4
	5 組織体制、事業運営の整備強化（4事業）	4

	[自主事業全体]	4
	総合評価	4

### 3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、令和3年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏まえ、事業の実施状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

#### (1) 事業全体に対する総合コメントについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種活動が制限される中、工夫して様々な取組を実施し、ほぼ事業が遂行されているという評価がなされ、次のコメントがあった。

ア 令和3年度事業全体について、新型コロナ感染防止のなか事業を実施せざるを得なかった。令和2年度より例えば対面の研修、会議も実行できた。

しかしながら一部にはリモートによる会議をせざるを得なかった。令和3年度は、林業・木材製造業において、ウッドショックと称される木材の高騰と材料不足、林業労働者の負担が多かったと思われるが木材業の死傷事故、林業の死亡事故についても令和2年度より減少できることは大いに評価できることである。伐倒を中心とした労働安全衛生規則の改正とこれとともに林災防の活動の成果といえよう。

イ 業種として、中小規模事業場が多いことや、特に林業は現場が山間地であることなど、安全衛生対策を取り組むに当たって工夫の必要な事業が多く、支部のご苦労も多いと思う。そのような中、行政機関とタイアップして重点を絞った取り組みが積極的に行われており、評価できる。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、オンライン研修会・eラーニング・遠隔会議システム等を導入して、大会や講習会・研修会等を実施し、一定の事業活性化が見られた。また、このような状況の下、業務評価対象24事業で可能な方策を講じる事により、事業目標の達成または、目標に近いレベルで達成された事を評価したい。

エ 当初の計画・目標に従って確実に事業実行されていることは評価できる。また、研修会や講習会等、人が集まる活動においては工夫しながら進められており、評価できると思う。

オ コロナ禍で各種活動が制限される中、工夫して様々な取り組みを実施されたことに敬意を表する。

カ 事業目的に沿った適切な事業展開がされているといえる。

しかしながら、次の意見・提言があった。

ア 他の業種においても同様だが、労働者の高齢化が進んでいることにより、災害のリスクも高まるので、休憩時に運動を取り入れるなどの災害防止

や、労働者が健康診断をもれなく受診する必要性を事業者に訴え、さらなる安全衛生水準の向上に取り組んでいただくことを期待する。

- イ ポストコロナに向け、一層の事業活性化が望まれる。
- ウ 林業においては補助金（国、県、市）頼りになつてゐるが担当職員が林災防のことを知らない。県の職員等との連携を強化してもらいたい。
- エ 本業績評価の記述にあたつては、当該年度の目標（成果目標）と自己評価の記述とを対比した形で表現されるとより評価側にとって理解しやすい形になると思う。また、自己評価の記述については成果目標として数値が示されている場合は評価しやすいと思うが、数値のみならず成果の内容についても記述していただくと評価する側にとってより適正に評価することが可能になると思う。ただ、自己評価を良くしたいという思いで結果以上の事柄を過大に示すべきではないと思うので、結果として良くないことになった事についても率直に示されることがよろしいのではないか。
- オ 個別事業の成果目標が、研修等の開催回数などアウトプット主体となっている。研修等を実施して、どれだけ理解が進み定着したのかを、例えばアンケート調査実施などによりアウトカムで評価すればどうか。
- 「第13次労働災害防止計画」の目標「死亡労働災害を令和4年までに平成29年と比較して15%以上減少、休業4日以上の死傷災害を5%以上減少」の令和3年時点の達成状況があればわかりやすいのではないか。コロナ禍でWEB会議が全国的に常態化しており、林災防の会議・委員会・研修などもWEB会議をもう少し活用してもよいのではないか。
- カ 指導とか教育において伝え方、見せ方、教育の仕方というのは非常に大切だし、文字ベースだけの教育だけではなく、もう少し動きのある、強いて言えば動画とかを使って関心を引く、興味を持つよう見せ方の工夫といったものも考えてもらいたい。
- キ 今回、巡回健診も非常に実績を上げていただいているが、超零細企業だと小さ規模事業場であるとか、そういう所は手つかずというかサポートが届いていない。これは永遠の課題かもしれないが林災防を中心とした組織力と県などの地方自治体との間で“健康と安全”というキーワードで人的なものを有機的に繋いだ取組といったものも是非考えていただきたい。

## （2）補助事業について

補助事業に関する委員コメントは次のとおりである。

ア 安全衛生管理活動事業（令和3年度事業計画及び事業実績 I-1）

（ア）伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組

（事業実績 I-1-（1））

ア 林野庁と連携した特別活動が、コロナ禍が続く中、集団指導会・現場安全パトロール等については、令和3年度において、前年を上回って鋭意実施した。また、集団指導用テキストをまとめた。そして、伐木者の能力向上教育の充実強化や高齢労働者及び、新規就業者向

けテキストの見直し・研修の充実がなされたことが評価される。

- b コロナ禍の状況の中で集団指導会等を実施することは大変な面があるが確実に実施されている。
- c 集団指導会資料に改善を加え、アンケートにより高評価を得たこと、伐木作業を行う高年齢労働者及び新規就業者に対する集団指導会を実施できる体制を全支部で整え実施したこと、など内容の改善を継続していることを評価する。
- d 集団指導の実施など適切な取組がなされている。
- e 高度な技術を必要とする伐木等作業について、技能の向上や災害防止を課題としてとらえ、積極的に事業を行ったことは評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 相変わらずの新型コロナ感染防止が続く中での事業活動は制約されている。伐木作業時の労働災害防止にかかる集団指導会および現場安全パトロールの回数については、令和2年度を上回る結果であったが、全国の支部の中で、集団指導会についてまだ10支部については実行されていない等不十分な点がある。また伐木作業者に対する能力向上教育充実のための講師養成、特に災害の多い新規就業者、高齢者に対する指導も不十分といえる。
- b 令和3年度もコロナ禍の中、事業の実施が難しい時期もあったと思うが、計画では47支部で行う予定であったところ、集団指導会の実施が37支部であったことについては、未実施の9支部に対するフォローが必要ではないかと思う。

(イ) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業（事業実績 I -1- (2)）

- a コロナ禍という厳しい時期に成果目標に届かないものもあったが、集団指導等を実施できたことは評価できる。
- b 企業・業界団体等傘下の小規模事業場を含め事業所に対する指導を積極的に展開した。安全管理士による安全パトロールや集団指導及び個別指導では、個別指導を除いて前年を上回る活動を行ったことが評価される。
- c 成果目標を立てて確実に実施されている。
- d 企業・団体等傘下の事業所によく指導が行われている。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 林材業全体に対する安全衛生活動の底上げに対する活動として、重要な活動である。令和2年度に比較して充実してきたが、安全管理

士等が行う全国規模での個別指導、現場安全パトロールは目標に至らず不十分である。

- b 回数も重要だが、事業の効果を考慮に入れると、必要な地域にどのような取り組みを行うかが重要でもあるので、今後の目標については回数だけでなく、対象地域の視点も加味してはどうか。また、業界全体の底上げという事業の意味を考えると、どの程度の非会員が対象であったかについても示していただきたい。
- c 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導はほぼ目標を達成したものの、安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、集団指導及び個別指導については目標をやや下回った。各種指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。

(ウ) 林材業における労働災害再発防止対策事業（事業実績 I -1- (3)）

- a 林材業死亡労働災害多発警報発令にもとづく事業で令和3年度は令和2年度に比較して4支部と減少した。支部長を中心として関係機関と連絡を取り、緊急行動としての現場安全パトロール、指導会等の活動を行い、評価できる。
- b 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する指導は非常に重要な取り組みであり、事業実施を評価したい。
- c 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく実効性のある取組みが実施されたため、林業・木材製造業とも警報の発令を減少させることができた。安全管理士の活用による重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集団指導回数・リスクアセスメントフォローアップ回数は、コロナ禍のため目標を下回ったが、安全パトロール等の個別指導は目標を上回って実施した。
- d 警報発令を行うなど再発防止に努めた。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 対象は14事業場であると理解するが、業績評価シートの事業実績の表からすると、それらに対する活動がやや低調なのではないか。
- b 成果目標4項目のうち2項目で目標を達成した。林災防自己評価において「全体としてきめ細かな再発防止の指導ができた。」とあるが、各種指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。

(エ) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業  
(事業実績 I -1- (4))

- a 成果目標4項目のうち2項目で目標を達成した。リスクアセスメント集団指導会のアンケートで高い評価を得た。
- b 集団指導、出前指導など適切になされている。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 林材業の実践的リスクアセスメント導入のための教育訓練は、手法の導入に意義あるものと思われる。現場の対応を見ると林業においては、興味を持たれていると思われるが木材業については意識が低いのではないか、あるいは対象者に対する母数が違い、成果目標値が大きすぎるのか定かでない。一考を要する。
- b 木材製造業における出前指導会については、事業場の実態を踏まえ、講習時間や対象者を工夫するなど、受講しやすい取り組みを行っていることは評価できる。しかし、この記載は令和2年度も同様であり、前年度の実施状況を踏まえ、さらなる検討が必要なのではないか。
- c 林業におけるリスクアセスメントの集団指導会は目標（1,000人）を超える受講者数であった。木材製造業のリスクアセスメントは、集団指導会・出前指導会ともに目標数を下回ったため、更なる努力が求められる。
- d 出前集団指導（木材製造業）において目標に対して受講者が少ないのは、製造業から流通業へ変化しているのではないか。

#### イ 労働災害防止特別活動推進事業（令和3年度事業計画及び事業実績I-2）

- (ア) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業(事業実績I-2-(1))
- a 本事業の未受診労働者数が、2年度より減り、未受診事業所割合も目標値以下に達成できた。また特殊健診受診者数も、令和2年度より増加したなど令和3年度の事業として目標を達成したのではないかと思う。
  - b コロナ禍であり、難しいと思われるが、引き続き行政の支援も得て、努力していただきたい。
  - c 3年間未受診者の未受診率10%以内の目標に対しては、9.1%と目標を達成した。未受診者数は減少傾向にあり、受診者数は前年に比べ増加しており、振動障害予防健診の周知徹底・受診勧奨の強化が着実になされている。
  - d チェーンソー取扱登録事業場における特殊健診受診者数が増加した。健診助成対象者を18,000人とすること、1年間未受診者のいる事業場の割合を50%以内及び3年間未受診労働者の未受診率10%以内とすることについては、目標をやや下回ったもののほぼ達成した。

- e 振動障害は重篤な障害であり予防に努めた。  
との評価を受けた。

### (3) 自主事業について

自主事業に関する委員コメントは次のとおりである。

#### ア 安全衛生教育支援事業（令和3年度事業計画及び事業実績Ⅱ-3）

##### （ア）労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（事業実績Ⅱ-3-（1））

- a 労働安全衛生規則等の一部改正の周知という本事業は、2年目なので受講者数の実数は減少したが、特別教育の補講については多くの受講生について実行した。
- b 特別教育（補講）の受講希望に対応したことは評価できる。
- c 規則改正内容についてリーフレットを作成し、各支部で実践的リスクアセスメント集団指導会において、関係者への周知徹底を図った。チェーンソーの特別教育（補講）を計画的に実施するなど、消防団体としての役割を積極的に果たした。
- d 当初の計画に従い確実に実施されている。
- e 成果目標「改正安衛則、関係ガイドラインの周知・指導用資料（パンフレット）を作成する」は達成した。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 補講テキストの発行が遅かったのではないか。
- b 特別教育（補講）について実績として記載してあるが、成果目標には含まれておらず、評価が困難である。

#### （イ）安全衛生教育等の実施と資格取得の促進（事業実績Ⅱ-3-（2））

- a 内部監査が令和2年度未実施の支部も含めて実施できたことは評価できる。
- b 令和3年度は、安全衛生に係る講習会・地方公共団体等からの受託事業が新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行われた。その結果、各支部において前年約2.6万人減の合計36,980人が受講した。特別教育の実技教育中の受講者死亡災害の再発防止対策として、特別教育の実技教育の内部監査の充実強化及び指導に関して、コロナ禍の影響により前年未実施の11支部を含め22支部に対して実施した。
- c 当初の計画に従い確実に実施されている。
- d 労働安全衛生に係る講習会等について着実に実施している。伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に発生した災害に係る対策について、3年度に前年の未実施分を含め実施し、3年度までに全支部

に対する内部業務監査を実施したことを評価する。

- e 資格取得を促進した。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 本事業は、多くの資金と労力を投入された重要な活動であり、昨年に続き活発に実行された。内部監査も実行され、指摘されているが、令和3年度にも未実施支部が10支部あり、今後の課題を残した。
- b 林業では補助金施業が中心となり、補助金とセットの事業となりつつある。どのような型での事業が多いのか。

(ウ) 図書・安全衛生用具等の普及（事業実績II-3-（3））

- a 収益事業である本事業はその目的を達成している。特に安衛則の改正に伴う補講テキストの販売実績を上げている。安全教育、普及の要でありさらなる活動を期待する。
  - b テキストの販売が順調に行われ、多くの関係者に活用されていることは評価できる。引き続き取り組んでいただきたい。
  - c 図書販売のPRを広く一般に拡大することにより、労働安全衛生の意識の普及・向上に寄与した。引続き、図書・安全衛生用具等の地道なPRによる普及促進が期待される。
  - d 当初の計画に従い確実に実施されている。
  - e 教材、DVD、ポスターなど刊行した。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 造材作業安全衛生実務必携が古すぎる。DVD、ソーチェンの正しい目立てを新しくしてはどうか。他社のテキストなどのチェックは必要ないか。
- b 図書教材等の作成、頒布や、安全衛生用品、保護具等の普及促進について着実に実施しているが、成果目標が定められておらず評価が困難である。

(エ) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行（事業実績II-3-（4））

- a 林災防活動の重要な広報活動であり、労働安全にかかる現場の情報誌でもあるのでさらなる普及に努めて欲しい。
- b ネットの時代ではあるが、手に取りやすくわかりやすい情報誌は重要と思われる。未購読事業所に新規購読案内を行い、有料購読部数が増加したことは評価できる。
- c 「林材安全」の編集に購読者からの声を反映し、内容の充実が図られている。その結果、有料購買部数の増加につながっている。労

働災害防止活動に役立っているとのアンケート結果からも、労働安全衛生専門誌としての公益性・社会性を担保している。

- d 本部の活動の大きな柱であると理解しています。時間、労力を使って作成されていると思います。読者に関心を持ってもらうような記事、内容を持続していただくことを期待しています。
- e アンケートにより、読者の反応を把握し、意見要望を記事に反映させている。広報活動等により、有料購読部数の増加という成果を達成している。
- f 「林材安全」は優れた情報誌といえる。  
との評価を受けた。

(オ) 労働安全・労働衛生標語の募集（事業実績Ⅱ-3-（5））

- a 標語の応募数もかなりあり、現場の労働安全意識を高めるためよい方法である。
- b 標語の募集は限られた業界内にとどまりがちであるが、市販の公募誌を活用したことは評価できる。このようなことを通じて、林材業の安全についての関心を高めていただきたい。
- c 協会情報誌とホームページによる募集に加えて、一般の公募誌のウェブサイトのメディア拡大により、一般公募者からの応募が多数有り、一般国民の安全衛生活動への関心を喚起する機会となっている。
- d 応募総数が目標値をかなり大きくクリアし、積極的な活動をされていると思います。
- e 公募活動に工夫を凝らして、数値目標を達成している。  
との評価を受けた。

(カ) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催（事業実績Ⅱ-3-（6））

- a 事業計画にある「改訂上級チェーンソーの安全ガイド」「作業計画書の手引き」について対面の委員会は開催されなかつたが、書面による意見聴取により出版でき、ほぼ目的は達成された。
- b 参集する必要のないものはオンラインや書面のやりとりで効率的に行えばよいと思われる。今後のためにもこのような手法も継続的に検討していただきたい。
- c コロナ禍の下で、書面による意見照会を行い。テキスト作成作業を行った。「改訂上級チェーンソー作業者の安全ガイド」は、令和3年6月に改訂第2版を刊行した。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a コロナ禍で、「参集しての委員会開催はできず、書面での意見照会を行った」、とあるが、WEB会議での開催など更なる工夫を期待する。

(キ) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催（事業実績Ⅱ-3- (7)）

- a 目的の募集人員に達し、受講者のアンケート結果も役に立ったと評価し、良かったといえる。
- b 開催要望の多い講義科目を盛り込んで開催できたことは評価できる。
- c コロナ禍の下で、人員を制限して今年度も実施し、講師養成研修は一定の成果を修めている。
- d 研修は良い評価を得ている。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a コロナ禍で応募人数の数値目標は達成できなかったが、アンケート結果では、満足であるとの回答が多数あった。成果目標（アウトカム）として、アンケート調査結果（「満足度○%以上」など）を指標として活用してはどうか。

イ 安全衛生対策支援事業（令和3年度事業計画及び事業実績Ⅱ-4）

- (ア) 「林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施（事業実績Ⅱ-4- (1)）
- a 目標達成に向けた取り組みとして、安全管理士による集団指導会を中心とした活動の他、林業普及指導員と連携各種活動の結果として令和3年度については、木材業の死亡結果を除き、目標を達成、評価できる。
  - b 令和4年度が最終年度であり、引き続き取り組みを進めていただきたい。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 集団指導会の実施、林材業死亡労働災害多発警報発令の効果的な実施など、多様な取組みが実施された結果、林業の死亡労働災害は30人（前年6人減 平成29年度比25.0%減）と目標を下回った。一方、木材製造業では達成出来なかった。
- b 5ヵ年計画に向けて種々の事業を確実に実施されていることは理解できます。その一方、実施された事業の重複記述内容ですので、この項目として強調あるいは特記すべき事柄について示されると良いのではないでしょうか。
- c 「第13次労働災害防止計画」の計画期間の途中ではあるが、目標「死亡労働災害を令和4年までに平成29年と比較して15%以上減少、休業4日以上の死傷災害を5%以上減少」に対して、令和3年

時点の達成状況があればわかりやすいのではないか。

- d もう少し目標を高くしてもいいのではないか。

(イ) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

(事業実績 II-4- (2))

- a 安全管理士等が行う安全パトロール、集団指導及び個別指導並びに、現場安全パトロール、リスクアセスメントのフォローアップなど、規程の周知指導に当たった。
- b 各支部において災防規程の講習会または研修会を実施し、目標を上回る受講者に対して、災防規程の周知や死亡災害再発防止策の指導が積極的に行われた。
- c 計画に従って実施されています。災防規程の各種講習会の目標を大きく上回っています。良い評価としてよいのではないか。
- d 着実に指導されている。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 目標は支部が1回以上講習会や研修会を実施することであるが、実績からは全ての支部が1回以上実施できたか不明。
- b 現場安全パトロールで県職員と同行することがあるが、林災防をあまり理解していない。
- c 成果目標（数値目標）を達成しているが、周知・指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。

(ウ) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

(事業実績 II-4- (3))

- a 林材業労働災害防止月間、全国安全週間、林材業年末年始無災害運動、林材業 STOP ! 熱中症クールワークキャンペーン等の多彩な取組みが行われた。
- b 計画に従って確実に実施されていと思います。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 災害防止月間の活動は、安全衛生パトロール、講習会の実施、ポスターの配布であるが、半数近くの支部ではパトロール等の活動がされていない。支部の事情もあろうができるだけ多くの支部で実行されること。
- b コロナ禍で難しかったかもしれないが、安全パトロールは重要な事業であり、工夫して実施していただきたい。

c 成果目標が定性的な表現であり、評価が困難である。

(エ) 労働災害情報の収集分析と提供（事業実績Ⅱ-4- (4)）

- a 労働災害情報は、作業者にとって重要であり、支部からの情報提供と本部の分析、雑誌、ホームページによって情報提供されている。
- b 労働災害情報の収集分析については、都道府県支部及び地方駐在安全管理士や専門調査員のネットワークを駆使して、リアルタイムで分析して広報したことが類似災害の未然防止に貢献している。
- c 当協会の事故分析は大切である。
- d 計画に従って確實に実施されていると思います。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 労働災害情報の分析はリスクアセスメントにつなげていただきたい。
- b 成果目標と実績が対比されておらず、わかりにくい。

(オ) 各種活動における会員加入の取組（事業実績Ⅱ-4- (5)）

- a 新規の事業であるが、林業作業者全体が減少する中、会員数を増やし、労働安全活動に参加させることは意義がある。
- b 引き続き取り組んでいただきたい。
- c 各種活動における非会員参加者に対して、入会を促すために協会パンフ等の資料を配付した。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a シルバー人材センター、ボランティア団体、NPO法人など、森林の手入れなどで会員になっても良いと考える団体もあり、行政と連携を密に会員加入を働きかけてはどうか。
- b 活動され、その結果どのようになったかという記述を示されると良かったと思います。
- c 成果目標が示されておらず、評価が困難である。

(カ) ホームページの運営（事業実績Ⅱ-4- (6)）

- a 情報の多様化は進むと思われる。
- b 大変良くできたホームページである。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 会員に対する情報提供はじめ、講習会、研修会の案内、開催予定

などの広報として重要であるが、令和2年度よりアクセス件数が減少した。

- b 魅力的な情報発信に取り組んでいただきたい。
- c ホームページの最新の情報掲載や迅速な更新を行ったが、省令改正の特別教育講演が終了したことが影響し、アクセス数が前年比27.5%減となった。令和4年度ホームページの完全リニューアルサイトに期待したい。
- d リニューアルサイトの検討内容をもう少し詳しく示されると良かったと思います。
- e ホームページのアクセス件数は元年度、2年度、3年度と年々減少している。4年度中にリニューアルサイトを公開するための検討作業を進めた、とあるが、具体策が不明であり、評価が困難である。

(キ) 全国林材業労働災害防止大会の開催（事業実績II-4-（7））

- a 第5波の新型コロナ感染防止宣言中であった昨年は、開催されなかつたが、令和3年度の大会は、ネット配信も含め、大会は盛会であった。
- b ネット配信に工夫したことは評価できる。
- c コロナ禍の状況の中、工夫されながら実施されたことは評価できます。
- d コロナ禍ではあるが、参加人数の制限など工夫を凝らして2年ぶりに大会を開催し、アンケート結果も好評であった。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a コロナ禍のため、ハイブリッドでの開催となった。WEB参加の確保等について次年度の開催手法においての検討の必要は有る。
- b 災害防止大会時のアンケート調査の母数はどの程度だったのでしようか。

(ク) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦（事業実績II-4-（8））

- a 昨年は、コロナにより大会中止により表彰事業が縮小されたが、今回についてはとどこおりなく実施した。
- b 大会会長表彰及び緑十字賞の推薦が行われ、労働安全衛生意識の高揚に寄与した。
- c 適切に実施されていると思います。
- d 2年ぶりに表彰事業を再開し労働安全衛生意識の高揚に寄与した。  
との評価を受けた。

ウ 組織体制、事業運営の整備強化（令和3年度事業計画及び事業実績II-5）

(ア) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組（事業実績II-5-(1)）

- a 監事監査、会計等内部監査等実施、結果について活用した。
  - b 各支部への指導を適切に行つたことは評価できる。
  - c コロナ禍のもと、全支部監査を終了し、協会全体のコンプライアンス確保と適正な組織運営の取組みが評価される。
  - d 適切に実施されていると思います。
  - e 全支部の監査を終了し、総括もとりまとめられた。今後のこの成果をもとにさらなる業務改善を期待する。
- との評価があった。

(イ) 理事会・総代会等の開催（事業実績II-5-(2)）

- a 新型コロナ感染防止中にもかかわらず、総代会、理事会は予定通り開催した。
  - b 当初の計画通り開催された。
  - c 適切に実施されていると思います。
- との評価があった。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 協会の経常の業務運営である。

(ウ) 支部長会議等の開催（事業実績II-5-(3)）

- a 新型コロナ感染防止中のため、会議は、対面では一部開催できなかつたが、リモートによって資料の配付、意見収集を行い、その目的を果たしたといえる。
  - b コロナ禍において、ハイブリッド・オンライン方式で計画通り実施された。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 協会の経常の業務運営である。

(エ) 情報セキュリティ対策の推進（事業実績II-5-(4)）

- a 情報セキュリティを中心に職員に研修を中心に実施した。
  - b 適切に実施されていると思います。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a セキュリティ機器等の導入、同教育等を通じて一層の情報セキュ

リティ対策を図られたい。

- b 成果目標が定性的であり、評価が困難である。研修成果の定着度などを数値目標として設定すればどうか。

## ○ 委員会開催の経緯

- (1) 第1回委員会（令和4年8月1日（月）開催）  
令和3年度実施事業説明、令和4年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会（令和4年12月12日（月）開催）  
個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

## ○ 委員名簿

今富 裕樹（学校法人 東京農業大学教授）

上田 浩史（日本合板工業組合連合会 専務理事）

片平 成行（静岡県林業技術者協会 会長）

亀澤 典子（公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事）

喜多山 繁（国立大学法人 東京農工大学 名誉教授）

○小林 洋司（国立大学法人 東京大学 名誉教授）

宮下 和久（公立大学法人 和歌山県立医科大学 学長）

・五十音順、○印は委員長



(参 考)



## 【I 極めて重要な事項】 補助事業

# 令和3年度事業計画及び事業実績

事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計												
<p><b>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</b></p> <p><b>(1) 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（拡充）</b></p> <p>林業において、平成12年～令和元年の間に死亡災害は899件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は578件で全体の64.3%を占めている。こうした状況の下、森林の有する地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の確保のためには、適切な森林の整備等を進めていくことが重要であるとして、森林環境管理制度が施行された。</p> <p>今後、全国の自治体の体制整備に伴い譲与額が徐々に増加し、手入れ不足の人工林や約半数が主伐期を迎える人工林の整備が促進され、それに伴う労働災害の増加が懸念される。また、伐木等作業においては、偏心木の伐倒やかかり木処理のように高度な作業が行われることから、死亡災害を減少させたためには、それらの伐木等作業者に対する技能の向上が求められている。</p> <p>そこで、高度な技能が必要な伐木等作業従事者の技能向上のため、技能習得のための講習制度の構築を喫緊の課題として、外部有識者による調査研究検討委員会を設置し、伐木等作業者の技能向上のための教育体系について検討した。</p> <p>さらに、平成12年～令和元年の間に発生した死亡災害において、年齢を把握している891件について、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は720件で80.8%を占めており、また、経験年数を把握している799件について、経験年数10年未満の新規就業者の死亡災害も300件発生し37.5%を占めるところから、中高年齢者及び経験の浅い就業者への研修の充実が必要となっている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、伐木等作業者及び中高年齢者・新規就業者による災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施した。</p> <p>ア 林野庁と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導、現場安全パトロール等を全支部で実施し、より効果的な指導及び援助を展開した。</p> <p>集団指導会の実施状況については、次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>伐木作業における労働災害防止のための集団指導会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施支部</td> <td>38 支部</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施回数</td> <td>41 回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>1,679 名</td> </tr> </table> <p>伐木作業における労働災害防止のための現場安全パトロール</p> <p>(イ) 市町村の人工林等の整備が促進されることに伴い労働災害の増加が懸念されるところから、引き続き労働災害の発生に伴う発注者の責任、役割等について、上記集団指導を活用し市町村の林業請負事業発注担当者を含めた効果的な援助を展開する。</p> <p>(ウ) 労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づく、車両系木材伐出機</p>	伐木作業における労働災害防止のための集団指導会		集団指導会実施支部	38 支部	集団指導会実施回数	41 回	受講者数	1,679 名	<p><b>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</b></p> <p><b>(1) 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（拡充）</b></p> <p>林業において、平成12年～令和元年の間に死亡災害は899件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は578件で全体の64.3%を占めている。こうした状況の下、森林の有する地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の確保のためには、適切な森林の整備等を進めていくことが重要であるとして、森林環境管理制度が施行された。</p> <p>今後、全国の自治体の体制整備に伴い譲与額が徐々に増加し、手入れ不足の人工林や約半数が主伐期を迎える人工林の整備が促進され、それに伴う労働災害の増加が懸念される。また、伐木等作業においては、偏心木の伐倒やかかり木処理のように高度な技能を必要とする伐倒作業が行われることから、死亡災害を減少させるためには、それらの伐木等作業者に対する技能の向上が求められている。</p> <p>そこで、高度な技能が必要な伐木等作業従事者の技能向上のため、技能習得のための講習制度の構築を喫緊の課題として、外部有識者による調査研究検討委員会を設置し、伐木等作業者の技能向上のための教育体系について検討した。</p> <p>さらに、平成12年～令和元年の間に発生した死亡災害において、年齢を把握している891件について、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は720件で80.8%を占めており、また、経験年数を把握している799件について、経験年数10年未満の新規就業者の死亡災害も300件発生し37.5%を占めるところから、中高年齢者及び経験の浅い就業者への研修の充実が必要となっている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、伐木等作業者及び中高年齢者・新規就業者による災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施した。</p> <p>ア 林野庁と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導、現場安全パトロール等を全支部で実施し、より効果的な指導及び援助を展開した。</p> <p>集団指導会の実施状況については、次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>伐木作業における労働災害防止のための集団指導会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施支部</td> <td>38 支部</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施回数</td> <td>41 回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>1,679 名</td> </tr> </table> <p>伐木作業における労働災害防止のための現場安全パトロール</p> <p>(イ) 市町村の人工林等の整備が促進されることに伴い労働災害の増加が懸念されるところから、引き続き労働災害の発生に伴う発注者の責任、役割等について、上記集団指導を活用し市町村の林業請負事業発注担当者を含めた効果的な援助を展開する。</p> <p>(ウ) 労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づく、車両系木材伐出機</p>	伐木作業における労働災害防止のための集団指導会		集団指導会実施支部	38 支部	集団指導会実施回数	41 回	受講者数	1,679 名
伐木作業における労働災害防止のための集団指導会																	
集団指導会実施支部	38 支部																
集団指導会実施回数	41 回																
受講者数	1,679 名																
伐木作業における労働災害防止のための集団指導会																	
集団指導会実施支部	38 支部																
集団指導会実施回数	41 回																
受講者数	1,679 名																

## 【I 様式】補助事業

事業計画		事業実績	
機械や伐木等作業に係る作業計画書について、事業者が適切に作成できるよう、また、発注者である市町村担当者が発注にあたり適切に活用できるよう、安全管理士が講師となって集団指導等の機会を活用して指導及び援助する。	※	現場安全パトロール実施支部 現場安全パトロール箇所数	9 支部 57 箇所
イ 伐木等作業に対する能力向上教育充実のための検討	(イ) 市町村の人工林等の整備が促進されることに伴い労働災害の増加が懸念されることから、引き続き労働災害の発生に伴う発注者の責任、役割等について、上記集団指導会を活用し市町村の林業請負事業発注担当者を含めた効果的な援助を展開した。		
(ア) 講師等の養成方法、講師の資格試験等の調査研究	(ウ) 労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づく、車両系木材伐出機械や伐木等作業に係る作業計画書について、事業者が適切に作成できるよう、また、発注者である市町村担当者が発注にあたり適切に活用できるよう、「林材業死亡労働災害撲滅のための集団指導会(参考資料)」を作成し、安全管理士が講師となって集団指導等の機会を活用して指導及び援助を行った。		
伐木等作業に対する能力向上教育充実のための検討	イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討		
(ア) 講師等の養成方法、講師の資格試験等の調査研究伐木等作業者に対する教育体系の構築に向けた、①技能レベルに応じた講習カリキュラム、修了試験、②当該教育を行う講師の養成等についての検討	(ア) 講師等の養成方法、講師の資格試験等の調査研究伐木等作業者に対する教育体系の構築に向けた、①技能レベルに応じた講習カリキュラム、修了試験、②当該教育を行う講師の養成等について検討した。		
(イ) 実技訓練等に使用する施設(設備)に係る調査の実施	(イ) 実技訓練等に使用する施設(設備)に係る調査の実施		
国、地方公共団体等の伐木等作業に係る研修施設において、伐木等作業に係る実技講習・試験及び講師養成が可能な設備等を有する施設の把握等	国、地方公共団体等の伐木等作業に係る研修施設において、伐木等作業に係る実技講習・試験及び講師養成が可能な先進的教育訓練施設を把握するための実地調査を実施する画面であつたが、コロナウイルスの影響により中止した。		
ウ 伐木作業を行う高年齢労働者及び新規就業者に対する研修の充実	第1回 令和3年11月9日		
令和2年度に作成した高年齢労働者及び新規就業者向けのリスクアセスメントテキスト(トライアル版)について、試行的な活用結果を踏まえた見直しを行なうなどによる研修の充実を図る。	第2回 令和4年1月18日に計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響で会議形式での開催は中止し、各委員に第2回審議資料(案)を送付して個別に意見聴取して取りまとめた後に、委員長とWebによる会議を開催して意見調整を行なった。		
〔支部〕ア 安全管理士及び林業普及指導員等と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開	ア 安全管理士及び林業普及指導員等と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開		
令和2年度までに実施した特別活動の集団指導、現場安全パトロールのほか、市町村の森林整備等の促進に伴う労働災害の増加が懸念されることから、引き続き労働災害の発生に伴う発注者責任等に関する集団指導の実施	伐木作業者に対する能力向上教育の充実のための調査研究検討委員会の開催		
イ 中高年齢者及び新規就業者を加えたリスクアセスメント集団指導会の実施	伐木作業を行なう高年齢労働者及び新規就業者に対する研修の充実		
【業務目標】ア 林野庁と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開(47支部)	令和2年度に作成した高年齢労働者及び新規就業者向けのリスクアセスメントテキスト(トライアル版)について、試行的な活用結果を踏まえ、令和3年度はテキストの見直しを行い、研修の充実を図った。		
(ア) 集団指導、現場安全パトロール等	また、新たに高年齢労働者及び新規就業者を対象に実施することから、平成27年度、平成28年度及び令和元年度に実施したリスクアセスメント講師養成研修を受講した講師に対して、追加研修をWebにより7月15日と同月29日に実施した。(計57名)		
(イ) 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導			
(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言			
イ 伐木等作業者に対する能力向上教育の充実強化			

## 【I 補助事業】

業 事 業 計 画	業 事 業 計 画	業 事 業 計 画	業 事 業 計 画
<p>(ア) 外部有識者による「講師等の養成方法、講師の資格試験等の調査研究に関する検討委員会」(3回)開催</p> <p>(イ) 伐木等作業に係る実技講習試験及び講師養成が可能な伐木等作業研修施設の視察検討1～2回程度実施</p>	<p>ア 林野庁と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開（47支部）</p> <p>(ア) 集団指導、現場安全パトロール、個別指導等</p> <p>(イ) 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導</p> <p>(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p> <p>イ 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化</p> <p>(ア) 外部有識者による「講師等の養成方法、講師の資格試験等の調査研究に関する検討委員会」(3回)開催</p> <p>(イ) 伐木に係る実技講習試験及び講師養成が可能な訓練施設の視察検討1～2回程度実施</p>	<p>前述したリスクアセスメント講師養成研修を受講した講師は、高齢化等により支部においてリスクアセスメントの講師を確保することが厳しい状況となつたことから、本部において令和3年11月25日に講師養成研修を実施した。（計35名）</p>	<p>前述したリスクアセスメント講師養成研修を受講した講師は、高齢化等により支部においてリスクアセスメントの講師を確保することが厳しい状況となつたことから、本部において令和3年11月25日に講師養成研修を実施した。（計35名）</p>

### (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると27.94（令和元年、以下の項同じ。）と全産業計の3.35と比べ非常に高く、死傷年千人率で見ても20.8と全産業計の2.2に対し同様に高い。労働災害の重さの程度を強度率で見ると1.83と全産業計の0.14と比べ非常に高い状況にある。

木材製造業は、度数率を見ると8.24と製造業の3.14と比べ高く、死傷年千人率で見ても10.6と製造業の2.7と比べ非常に高い。強度率は0.30と製造業の0.21と比べ高い状況にある。

このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図ることが必要である。

平成元年における林業・木材製造業  
(度数率・強度率・死傷年千人率)

産業別	度数率	強度率	死傷年千人率
林業	27.94	1.83	20.8
木材製造業 (製造業)	8.24	0.30	10.6
全産業計	3.14	0.21	2.7
	3.35	0.14	2.2

### (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると27.94（令和元年）と全産業の3.35（同）と比べ非常に高く、死傷年千人率で見ても全産業の2.2（同）に対し20.8（同）と同様に高い。労働災害の重さの程度を強度率で見ると1.83（同）と全産業の0.14（同）と比べ非常に高い状態である。また、木材製造業は、強度率は0.30（同）と製造業の0.21（同）と比べ非常に高く、度数率を見ると8.24（同）と製造業の3.14（同）と比べ高く、死傷年千人率を見ても10.6（同）と製造業の2.7（同）と比べ非常に高い状態であることから、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを行った。

加えて、林業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行い安全衛生水準の向上に向けた取組を行った。

こうした状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し企業・業界団体等に対して、労働災害防止に関する技術的な指導を行うとともに、非会員を含めた企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導を行った。

ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間）  
令和3年度は、全国・複数ブロック展開企業として、住友林業フォレストサービス株式会社、木原造林株式会社に対して、ブロック・都道府県展開企業として、4企業に対して、その傘下の事業場とともに、「林材業の企業・団体に対する安全衛生活動の技術支援事業」を実施した。  
主な技術支援は次のとおり

## 【I 補助事業】

事業計画		事業実績		
企業名	実施項目	実施回数	実施回数	
住友林業フォレストサービス㈱	個別指導	1回	2事業場	5名
木原造材㈱		5回	5事業場	
M㈱		8回	8事業場	
I		1回	1事業場	
K㈱	1回	16事業場	39名	
N	1回	2事業場	10名	
イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上				
実施項目	実施都道府県	実施回数	実施回数	
個別指導	28都道府県	221回		
現場安全パトロール	28都道府県	176回		
集団指導	44都道府県	185回		
リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	23都県	56回		
ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進として、「高年齢労働者のガイドリスト」により事業場の実態を把握するとともに具体的な取組を指導した。(26事業場)				
エ 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)による労働災害防止活動支援事業は、専門調査員による死亡労働災害発生状況の把握と分析、集団指導、個別指導、現場安全パトロール及びスクアセスマントフォローアップについて21回実施した。				
ア 助言 イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上				
(ア) 集団指導の実施				
(イ) 労働災害発生事業場への現場安全パトロール等による個別指導				
(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言				
ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の実態を把握することとともに具体的な取組を指導・助言				
(ア) 「高年齢労働者のガイドラインに関するチエックリスト」による事業場の実態を把握する				
エ 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)による労働災害防止活動支援事業				
(ア) 労働災害発生状況の把握と分析など				
〔支部〕 支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。				
ア 安全管理士等を活用した業界全体の技術指導に係る協力				
イ 安全管理士等を活用した事業場の安全パトロール、集団指導等				

[ I ]

事業計画	事業実績
・集団指導や個別指導等の実施による安全水準の向上を図ることが適当な会員やその集団への活用の働きかけ ・リスクアセスメントの定着のフォローアップが必要な会員の安全管理士への情報提供 ・事業場に対する集団指導、個別指導等について連携して実施する。	
<b>【業務目標】</b>	
ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援(全国・複数ブロック展開1~2企業、ブロック・都道府県展開3~7企業・団体)	
イ 企業傘下の事業場に対する指導(1企業・業界団体当たり10事業場以上)	
ウ 集団指導(200回以上)	
エ 個別指導(250回以上)	
オ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロールの実施(250回以上)	
カ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ(50回以上)	
キ 高年齢労働者のガイドラインに関するチェックリストによる個別指導(50回以上)	
<b>(3) 林村業における労働災害再発防止対策事業</b>	
13 次災防計画の目標である死亡労働災害による死亡災害について2017年と比較して2022年までに15%以上減少を、休業4日以上の死傷災害については5%以上減少を目標とする。	
このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施してきた「林村業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導により、一層実効性のある労働災害防止対策を実施する。	
ア 林村業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施	
(ア) 緊急集団指導の実施	
(イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導	
(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言	
(エ) 林村業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組	
<b>(3) 林村業における労働災害再発防止対策事業</b>	
13 次災防計画の目標である労働災害による死亡災害について2017年と比較して2022年までに15%以上減少を目標としている。	
このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施してきた「林村業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導により、再発防止対策の徹底を図った。	
新型コロナウィルスの感染拡大の予防対策を実施したため、現場安全パトロールや緊急集団指導会の開催において一部中止又は規模を縮小して実施した。	
ア 林村業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施	
(ア) 発令支部	
・林業	
岩手県支部、和歌山県支部、高知県支部、鹿児島県支部の4支部	
・木材製造業	
該当なし	

## 【I 様助事業】

事業計画		事業実績	
「今日の作業ボイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」の活用等	令和3年度の警報発令支部	林業	4支部4回
(オ) その他、林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策の実施	木材製造業	木材製造業	該当なし
(イ) 支部の取組			
<p>・支部長名により会員事業主に対して注意喚起を促す通知を発出するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行つた。</p> <p>・労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業登録機関へ協力要請を行うとともに、報道機関に対して報道を要請した。</p> <p>・関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会員事業場事業主による自主安全パトロールと一齊自主点検を実施した。</p> <p>・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行つた。</p>			
実施項目			
現場安全パトロール	37事業場	37事業場	37事業場
緊急集団指導会の開催	7回	7回	7回
ポスター掲示	160箇所	160箇所	160箇所
のぼり旗の設置	285箇所	285箇所	285箇所
イ 重篤な労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。			
<p>・会員事業場に対する警報発令に係る通知による注意喚起</p> <p>・安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。</p>			
イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に関する情報を安全管理士に提供するようにする。			
<b>【業務目標】</b>			
ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導（14事業場以上）			
イ 集団指導（28回以上）			
ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施（28回以上）			
エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（7回以上）			
イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導			
安全管理士の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導を実施し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性のある労働災害防止対策を指導した。			
実施項目			
集中指導事業場数	14事業場	14事業場	14事業場
集団指導回数	11回	11回	11回
個別指導回数	18回	18回	18回
安全パトロール	19回	19回	19回
リスクアセスメントフォローアップ	4回	4回	4回

## 【I】補助事業】

事業 計	事業 計	事業 計	(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業 (拡充)
林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率において、他の産業に比べ高い状況が続いている。	林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率において、他の産業に比べ高い状況が続いている。	林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率において、他の産業に比べ高い状況が続いている。	<p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るために、引き続き、事業者、安全管理担当者及び労働者を対象に集団指導会を実施する。</p> <p>林業においては、50歳以上の中高年齢者の死亡災害の割合が高いことなどから、令和2年度の試行結果を踏まえて見直すこととしている高年齢労働者及び新規就業者向けのリスクアセスメントテキストを活用した集団指導会(以下「林業高年齢労働者等集団指導会」という。)又は従来からの一般労働者用リスクアセスメントテキストを活用し集団指導会を実施する。</p> <p>木製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることでできないなどの理由から、参加者数が少ない状況にあることから、小規模の木材製造業の事業者及び安全管理担当者(希望する労働者を含む。)がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講し、その後、引き続きリスクの感受性を高めるための1時間の演習を事業者、安全管理担当者及び労働者が受講するといった方式で実施する。</p>
ア 集団指導会の開催	ア 全国47都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を計画したもののが新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来ない支部もあった。開催した支部では、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対するリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。	ア 全国47都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を計画したもののが新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来ない支部もあった。開催した支部では、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対するリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。	<p>また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡災害が多発した作業に関連する災防規程の関係条文を解説した①「林材業労働災害防止規程講習会資料No.3 死亡労働災害の撲滅に向けた林業作業(A5版)」、死亡労働災害再発防止対策をまとめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」、林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた③「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」、現場安全ハトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した④「林業 災防規程を遵守しましょう(A4リーフレット)」、同様に木材作業についても、⑤「林材業労働災害防止規程講習会資料No4 死亡労働災害の撲滅に向けた木材製造業(A5版)」と⑥「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」、⑦「木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう(A4 リーフレット)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程等の周知及び指導を行った。</p> <p>イ 出前(集団)指導会の開催</p> <p>木製造業事業場において行う出前(集団)指導会を実施した。</p>

## 【I 補助事業】

事 業 計 画	業 実 繰 繢								
<p>(ウ) 高年齢労働者ガイドラインの普及 上記（ア）a の林業高年齢労働者等集団指導会を行う場合には、後記 3 (1) アの周知・指導用資料（パンフレット）を配布して、高年齢労 働者ガイドラインの普及を図る。</p> <p>ウ 出前（集団）指導会の開催 47 都道府県支部における出前（集団）指導会を支援する。</p> <p>(ア) 出前（集団）指導会受講対象者 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び労働者</p> <p>(イ) 出前（集団）指導会のカリキュラム等 カリキュラムは、事業者・安全管理担当者1 日間（2時間程度）とし、 労働者(1時間程度、ただし、希望者は2時間)として、以下の内容とする。 a 事業者及び安全管理担当者はリスク感受性を高める演習とリスクアセ スメント手法の定着 b 労働者はリスクアセメントのリスク感受性を高める演習</p> <p>工 支部講師養成研修会の開催 林業高年齢労働者等集団指導会の実施に向けた支部講師養成研修会を開催 する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>出前集団指導（木材製造業版） 実践的リスクアセメント（林業版）導入のための集団指導会</td> <td>13 支部</td> <td>16 回</td> <td>256 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>38 支部</td> <td>57 回</td> <td>1,386 人</td> </tr> </table>	出前集団指導（木材製造業版） 実践的リスクアセメント（林業版）導入のための集団指導会	13 支部	16 回	256 人		38 支部	57 回	1,386 人
出前集団指導（木材製造業版） 実践的リスクアセメント（林業版）導入のための集団指導会	13 支部	16 回	256 人						
	38 支部	57 回	1,386 人						

### 〔支部〕

集団指導会及び出前（集団）指導会について、47 都道府県支部において、  
会員等に対し勧奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。  
なお、林業の集団指導会では、支部管内の災害の動向、会員の要望等を踏  
まえて、林業高年齢労働者等集団指導会を優先して実施する。

特に支部は、木材製造業の業界団体にリスクアセメント集団指導会への  
参加勧奨を行う。

ア 出席者数について  
集団指導会は1回 20 名以上を目標とし、出前（集団）指導会を実施する  
場合は1回 10 名程度とする。

### イ 受講対象者について

- (ア) 林業の集団指導会  
林業の事業者、安全管理担当者、労働者（ほか、林業高年齢労働者等）  
集団指導会では中高年齢者及び新規就業者  
なお、林業高年齢労働者等集団指導会を実施する場合には、高年齢労  
働者や新規就業者が参加できるよう事業主に協力を要請
- (イ) 木材製造業（出前を含む）の集団指導会

[ I ]

事業計画		事業実績	
事業実施方法	木材製造業の事業者、安全管理担当者及び労働者集団指導会実施要領に基づき実施する。	事業	事業
<b>【業務目標】</b>			
ア	木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施 (受講者数 500名以上)	林業チーンソー取扱労働者健診促進事業	林業チーンソー取扱労働者健診促進事業
イ	木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前(集団)指導会の実施 (出前回数1支部2箇所以上、受講者数 500名以上)	（1）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ア 林業チーンソー取扱労働者健診促進事業 未受診労働者のより一層の受診率向上を図るために、「林業チーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき令和2年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指導を行った。 また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。	（1）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ア 林業チーンソー取扱労働者健診促進事業 未受診労働者のより一層の受診率向上を図るために、「林業チーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき令和2年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指導を行った。 また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。
ウ	林業の中高齢者及び新規就業者を含めた実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施 (受講者数 1,000名以上)	（2）労働災害防止特別活動推進事業（補助事業） ア 林業チーンソー取扱労働者健診促進事業 チーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し特殊健診未受診者に対する受診勧奨を行う。 (ア) チーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 (イ) チーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 (ウ) (イ) の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者を把握した場合におけるチーンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導 イ 林業巡回特殊健康診断事業 支部と連携の上、チーンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡回特殊健診実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。 ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨 労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を行い、受診勧奨等を進めよう支部を指導する。	（2）労働災害防止特別活動推進事業（補助事業） ア 林業チーンソー取扱労働者健診促進事業 チーンソー取扱事業場及び労働者登録台帳の現況調査 (ア) 新規チーンソー取扱事業場及び労働者の調査 (イ) 新規チーンソー取扱労働者登録台帳記載事項の現況調査
<b>【支部】</b>		林業巡回特殊健康診断事業	林業巡回特殊健康診断事業
ア	林業チーンソー取扱労働者健診促進事業 (ア) 新規チーンソー取扱労働者登録台帳記載事項の現況調査 (イ) 新規チーンソー取扱労働者登録台帳の現況調査	林業チーンソー取扱登録事業場数（3年度末） 特殊健診受診効率（2年度1年間未受診者のいた事業場） 林業チーンソー取扱登録労働者数（3年度末） 特殊健診受診効率労働者数（2年度3年以内未受診）	3,282事業場 1,906事業場 27,781人 2,400人

## 【I 極助事業】

事業計画		事業実績				
事業	事業	事業				
<p>(イ) 未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対する電話照会、文書照会及び訪問調査等の実施</p> <p>(エ) 各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チーンソー取扱労働者調査員により、(ア)～(ウ)の取り組みとともに受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p>林業チーンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るために、健診班を編成して巡回することにより、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。</p> <p>また、健診促進事業に登録されている事業者（約3,300事業場）に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、巡回特殊健康診断は前年度と比べ1,335人の増加、特殊健診受診者全休数でも前年度と比べ1,516人の増加となつた。</p>					
<p>林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>(ア) 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告</p> <p>(イ) 公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチーンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施</p> <p>(ウ) 健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度の周知を図る。</p> <p>ヴ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <td>特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)</td><td>19,008人</td></tr> <tr> <td>上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</td><td>17,307人</td></tr> </table>	特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	19,008人	上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	17,307人	
特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	19,008人					
上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	17,307人					
<p>【業務目標】</p> <p>ア 林業チーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>(ア) チーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理</p> <p>(イ) チーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握</p> <p>(ウ) 事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導</p> <p>(エ) チーンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>(ア) 健診助成対象者数 18,000人</p> <p>(イ) 1年間特殊健診未受診者のいる事業場の率が50%以内及び3年間特殊健診未受診労働者の未受診率が10%以内を目標とする。</p>						

## 【I 補助事業】

### 【評価委員の意見等】

#### (伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（拡充）)

○相変わらずの新型コロナ感染防止が続く中での事業活動は制約されている。伐木作業時の労働災害防止にかかる集団指導会および現場安全パトロールの回数については、令和2年度を上回る結果であったが、全国の支部会についてまだ10支部については実行されていない等不十分な点がある。また(伐木作業者に対する能力向上教育充実のための講師養成、特に災害の多い新規就業者、高齢者に対する指導も不十分といえる。

○高度な技術を必要とする伐木等作業について、技能の向上や災害防止を課題としてとらえ、積極的に事業を行ったことは評価できる。令和3年度もコロナ禍の中、事業の実施が難しい時期もあったと思うが、計画では47支部で行う予定であったところ、集団指導会の実施が38支部であったことについては、未実施の9支部に対するフォローが必要ではないかと思う。

○林野庁と連携した特別活動が、コロナ禍が続く中、集団指導会・現場安全パトロール等については、令和3年度において、前年を上回って鋭意実施した。また、集団指導用テキストをまとめた。そして、伐木者の能力向上教育の充実強化や高齢労働者及び、新規就業者向けテキストの見直し・研修の充実がなされたことが評価される。

○集団指導会の資料は大いに役立っています。

○コロナ禍の状況の中で集団指導会等を実施することは大変な面があるが確実に実施されている。

○集団指導会資料に改善を加え、アンケートにより高評価を得たこと、伐木作業を行う高年齢労働者及び新規就業者に対する集団指導会を実施できること、など内容の改善を継続していることを評価する。

○集団指導会資料など適切な取組がなされている。

#### (業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業)

○林材業全体に対する安全衛生活動の底上げに対する活動として、重要な活動である。令和2年度に比較して充実してきたが、安全管理士等が行う全国規模での個別指導、現場安全パトロールは目標に至らず不十分である。

○コロナ禍という厳しい時期に成果目標に届かないものもあつたが、集団指導等を実施できたことは評価できる。回数も重要だが、事業の効果を考えに入れると、必要な地域にどのような取り組みを行いうかが重要でもあるので、今後の目標については回数だけではなく、対象地域の観点も加味してはどうか？また、業界全体の底上げという事業の意味を考えると、どの程度の非会員が対象であったかについても示していただきたい。

○企業・業界団体等傘下の小規模事業場を含め事業所に対する指導を積極的に展開した。安全管理士による安全パトロールや集団指導及び個別指導では、個別指導を除いて前年を上回る活動を行ったことが評価される。

○安全管理士はどの程度活動しているのか？

○成果目標を立てて確実に実施されている。しかし、企業・業界団体傘下の事業場に対する指導については4事業体中、目標達成事業体は2事業体であり、2事業体は目標を達成できなかつたということを自己評価理由（9ページ）の欄に示しておかれるべきだったのではないかでしょうか。何かあいまいな説明となつているよう感じます。

○企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導はほぼ目標を達成したものとの、安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、集団指導及び個別指導については目標をやや下回った。各種指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。

#### (林材業における労働災害再発防止対策事業)

○林材業死亡労働災害多発警報発令にもとづく事業で令和3年度は令和2年度に比較して4支部と減少した。支部長を中心として関係機関と連絡を取り、緊急行動としての現場安全パトロール、指導会等の活動を行い、評価できる。

○重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する指導は非常に重要な取り組みであり、事業実施を評価したい。対象は14事業場であると理解するが、17ページの表からすると、それらに対する活動がやや低調なのではないか。

○林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく実効性のある取組みが実施されたため、林業・木材製造業とも警報の発令を減少させることができた。安全管理士の活用による重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集団指導回数・リスクアセスメントフォローアップ回数は、コロナ禍のため目標を下回ったが、安全パトロール等の個別指導は目標を上回って実施した。

## 【I 補助事業】

### 【評価委員の意見等】

○適切に実施されているところですが、表現として「各種の対策に取り組む中で・・・・減少させることができた。」という箇所については過大な表現ではないかと感じました。②については数値目標として「集団指導回数」、「リスクアセスメントオーバーアップ」については目標の数字を下回っているところです。目標達成の指標として数値は評価しやすいですが、実施内容や方法が良かったという評価もあると思いますので、そこを適切に表現してこのような自己評価点となつたといふことを示されると良いと思います。

○成果目標4項目のうち2項目で目標を達成した。林災防自己評価において「全体としてきめ細かな再発防止の指導ができた。」とあるが、各種指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。

○警報発令を行うなど再発防止に努めた。

### (実践的)リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

○林材業の実践的リスクアセスメント導入のための教育訓練は、本手法の導入に意義あるものと思料できる。現場の対応を見ると林業においては、興味を持たれてはいると思われるが木材業については意識が低いのではないか、あるいは対象者に対する母数が多い、成果目標値が大きすぎるのが定かでない。一考を要する。

○木材製造業における出前指導会については、事業場の実態を踏まえ、講習時間や対象者を工夫するなど、受講しやすい取り組みを行っていることは評価できる。しかし、この記載は令和2年度も同様であり、前年度の実施状況を踏まえ、さらなる検討が必要なのではないか。

○林業におけるリスクアセスメントの集団指導会は目標(1,000人)を超える受講者数であった。木材製造業のリスクアセスメントは、集団指導会・出前指導会ともに目標数を下回ったため、更なる努力が求められる。

○出前集団指導(木材製造業)

目標に対して受講者が少ないので、製造業→流通業へ変化しているのでは。

○自己評価に示されている②、③については達成目標の半分程度ということを踏まえると、自己評価点が少し高いのではないかと思いました。

○成果目標4項目のうち2項目で目標を達成した。リスクアセスメント集団指導会のアンケートで高い評価を得た。

○集団指導、出前指導など適切になされている。

### (振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業)

○本事業の未受診労働者数が、2年度より減り、未受診事業所割合も目標値以下に達成できた。また特殊健診受診者数も、令和2年度より増加したなど令和3年度の事業として目標を達成したのではないかと思う。

○コロナ禍であり、難しいと思われるが、引き続き行政の支援も得て、努力していただきたい。

○3年間未受診者の未受診率10%以内の目標に対しては、9.1%と目標を達成した。未受診者数は減少傾向にあり、受診者数は前年に比べ増加しており、振動障害予防健診の周知徹底・受診勧奨の強化が着実になされている。

○どのような事業体が受けていないのか?

○確実に実施されていると思います。なお、収支がマイナス16,580千円となっていますが、会計上問題ないでしょうか。

○チーンソー取扱登録事業場における特殊健診受診者数が増加した。健診助成対象者を18,000人とするここと、1年間未受診者の未受診率10%以内とするこについては、目標をやや下回ったもののほぼ達成した。

○振動障害は重篤な障害であり予防に努めた。

## 【II 自主事業】

事 業 計 画	事 業 実 績
<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（継続）</b></p> <p>伐木、かかり木の処理及び造材の業務における危険等を防止するため、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の一部が改正され、平成31年2月12日に公布された。</p> <p>この規則等の改正に伴い、令和2年1月31日付け基発0131第1号「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び令和2年1月31日付け基発0131第4号「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」が示された。</p> <p>このため、関係行政機関や関係業界団体等と連携して、会員を含めた関係者に対し、引き続き、改正内容の周知及びその定着を行った。</p> <p>ア 周知広報とその定着（改正安衛則、関係ガイドライン）</p> <p>チエーンソーによる伐木等作業の安全について、本部は周知・指導用資料「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会において説明し、労働安全衛生規則等の一部改正について周知及び指導を行った。（再掲）</p> <p>イ 安全管理士等は、本部作成の周知・指導用資料を活用して支部と連携し、その周知及び定着を行った。</p> <p><b>(1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（継続）</b></p> <p>伐木、かかり木の処理及び造材の業務における危険等を防止するため、労働安全特別教育規程の一部が改正され、平成31年2月12日に公布された。</p> <p>この規則等の改正に伴い、令和2年1月31日付け基発0131第1号「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び令和2年1月31日付け基発0131第4号「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」が示された。</p> <p>このため、関係行政機関や関係業界団体等と連携して、会員を含めた関係者に対し、引き続き、改正内容の周知及びその定着を行った。</p> <p>ア 周知広報とその定着（改正安衛則、関係ガイドライン）</p> <p>チエーンソーによる伐木等作業の安全について、本部は周知・指導用資料「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会において説明し、労働安全衛生規則等の一部改正について周知及び指導を行った。（再掲）</p> <p>イ 安全管理士等は、本部作成の周知・指導用資料を活用して支部と連携し、その周知及び定着を行った。</p>	<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（継続）</b></p> <p>伐木、かかり木の処理及び造材の業務における危険等を防止するため、労働安全特別教育規程の一部が改正され、平成31年2月12日に公布された。</p> <p>この規則等の改正に伴い、令和2年1月31日付け基発0131第1号「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び令和2年1月31日付け基発0131第4号「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」が示された。</p> <p>このため、関係行政機関や関係業界団体等と連携して、会員を含めた関係者に対し、引き続き、改正内容の周知及びその定着を行った。</p> <p>ア 周知広報とその定着（改正安衛則、関係ガイドライン）</p> <p>チエーンソーによる伐木等作業の安全について、本部は周知・指導用資料「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会において説明し、労働安全衛生規則等の一部改正について周知及び指導を行った。（再掲）</p> <p>イ 安全管理士等は、本部作成の周知・指導用資料を活用して支部と連携し、その周知及び定着を行った。</p> <p><b>〔支部〕</b></p> <p>ア 労働安全衛生規則の一部改正及び「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」並びに「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正内容について、関係行政機関や関係業界団体とも連携して周知広報及びその定着に努める。</p> <p>イ 支部は、周知・指導用資料を活用して集団指導、安全パトロール時に周知広報する。</p> <p><b>【業務目標】</b></p> <p>ア 改正安衛則、関係ガイドラインの周知・指導用資料（パンフレット）を作成する。</p>

## 【II 自主事業】

事 業 計	事 業 実 績	業 緒 績
<b>(2) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b>		
<p>ア 安全衛生教育の適切な実施</p> <p>(ア) 労働安全衛生法に基づく技能講習、実施要綱に基づく特別教育等の実施技能講習については、新たに制定し令和元年6月25日付で施行した「伐木等の業務に関する特別教育に係る実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「刈払機取扱作業者安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教育を行う。</p> <p>(イ) 安全衛生教育総点検の実施</p> <p>安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施することにより、教育実施関係者の安全意識を高める。</p> <p>(ウ) 技能講習及び特別教育等については、集団で講習等を実施することから、新型コロナウイルスの感染症対策として、国等の方針、関係行政機関からの指導、関係法令等を踏まえた感染防止対策を徹底するため、技能講習及び特別教育等の実施に当たっての留意事項を整備し、その遵守が徹底されるよう指導する。</p> <p>(エ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>イ 危険有害業務の従事者安全衛生教育の実施</p> <p>「チーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」において示された伐木等の業務従事者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施する。</p> <p>また、伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等（以下「木材伐出機械等」という。）の運転の業務に係る特別教育が平成26年12月1日に適用され、5年以上を経過することから、「チーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」と同様に安全衛生教育を行う。</p> <p>ウ 作業計画書の適切な作成に向けた教育の実施</p> <p>労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、車両系木材伐出機械及</p>		
<p><b>(2) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b></p> <p>労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供するとともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。</p> <p>労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の一部が前述のとおり改正され、支部は受講者が円滑に受講できるよう応じ補講講習を実施した。</p> <p>また、「チーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207号第3号・改正令和2年1月31日付け基発第0131第1号）（以下「伐木等作業ガイドライン」という。）においても示された伐木等の業務従事者安全衛生教育（5年ごとに受講する安全衛生教育）を実施するよう指導した。</p> <p>ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績</p>		
	区分	受講者数 (人)
	a 木材加工用機械作業主任者	33 997
	b はい作業主任者	8 537
(ア) 技能講習	c 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	3 183
	d フォークリフト運転（1t以上）	6 480
	e 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	1 59
	f 玉掛け（1t以上）	4 208
	a 伐木等機械の運転の業務	35 1,736
	b 走行集材機械の運転の業務	33 1,221
	c 機械集材装置の運転の業務	22 587
(イ) 安全衛生特別教育	d 簡易架線集材装置等の運転の業務	32 1,005
	e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）	47 12,384
	f 伐木等の業務（補講イ2.5H）	28 1,239
	g 伐木等の業務（補講工5.0H）	7 67
	h e ラーニング受講者の補助講習	1 3

## 【II 自主事業】

事業計画		事業実績		
事業	計	事業	実績	
び伐木等作業にかかる作業計画書が適切に作成されるよう、事業者等に向けた安全衛生教育を準備する。		i 小型車両系建設機械（3t未満）運転業務 j フルハーネス型墜落制止用器具の業務 k 法面ロープ高所作業の特別教育	1 34 1 30 1 8	
エ 内部業務監査の実施				
技能講習については、登録教習機関として関係法令を遵守し適切に講習しているか、内部業務監査を実施する。				
また、特別教育における災害の再発防止対策として策定した特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に特別教育を実施しているか、内部業務監査を実施する。		（ウ）向上教育能力 （エ）衛生教育 （オ）通運教育	林業架線作業主任者能力向上教育 a フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号） 従事者安全衛生教育（1t以上） b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育 c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育 d 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 e 積卸し・車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 f 携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育 g 労働機取扱作業者安全衛生教育 h リスクアセスメント実務研修 i 刈払機取扱作業者安全衛生教育 j オートバイ運転者安全教育 k 安全衛生特別教育 l 安全衛生教育 m 安全衛生教育 n 安全衛生教育 o 安全衛生教育 p 安全衛生教育 q 安全衛生教育 r 安全衛生教育 s 安全衛生教育 t 安全衛生教育 u 安全衛生教育 v 安全衛生教育 w 安全衛生教育 x 安全衛生教育 y 安全衛生教育 z 安全衛生教育	1 29 1 235 2 32 14 782 22 602 47 14,198 5 102 7 155 1 16 1 51 イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績 支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。 イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績 支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。
「[支部]				
支部は、新型コロナウィルス感染防止対策をまとめた留意事項を踏まえつつ、国等の機関及び都道府県ごとに示された方針に沿った感染防止対策を徹底する。				
ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。				
さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講奨励を行う。				
(ア) 技能講習				
(イ) 安全衛生特別教育				
(ウ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育				
(エ) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」で示された安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育の徹底				
(オ) 木材伐出機械等の運転の業務に係る特別教育修了者に対する能力向上教育（厚生労働省協議後実施）				
(カ) 林業架線作業主任者免許取得講習				
(キ) 労働基準局長通達に基づく教育				
イ 安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。				
ウ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。				
特別教育については、特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に実施する。				
エ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策事業等への実施協力				

[二] 事業主自

事 業 計		事 業 実 績		緒
事 業	計	f 振動障害予防等の対策の実施		19
地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力をを行う。		f 振動障害予防等の対策の実施		19
・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂刺傷災害対策等関係教育など		g 蜂刺傷災害対策支援事業		15
【業務目標】		h 林業架線作業主任者受験準備講習		5
ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機関として、労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等に努める。		i 安全作業技術講習		6
イ 伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）の充実		j その他		11
ウ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を図るため、計画的な内部業務監査指導を行う。（令和3年度11支部）				2,619
(ア) 内部業務監査の実施		<p>技術講習については、登録教習機関として関係法令を遵守し適切に講習しているか、内部業務監査を実施した。</p> <p>また、特別教育における災害の再発防止対策として策定した特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に特別教育を実施しているか、内部業務監査を実施した。</p>		
ウ 伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に発生した災害に係る対策		<p>平成31年4月16日に青森県支部が実施した伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に受講者が死亡するという、あつてはならない災害が発生したため、再発防止対策として、安全衛生教育における安全衛生の徹底を指導した。</p>		
(イ) 安全衛生教育総点検月間の設定		<p>安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月を安全衛生教育総点検月間と定め、本部が作成した自主点検チェック表により、支部及び安全衛生教育（実技教育）の講師は自主点検及び改善活動を実施することにより、教育実施関係者の意識を高めた。</p>		
(3) 図書・安全衛生用具等の普及		<p>ア 図書教材等の作成、頒布</p> <p>「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の令和3年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ</p>		
(3) 図書・安全衛生用具等の普及		<p>ア 図書教材等の作成、頒布</p> <p>図書教材等の作成、頒布</p> <p>(ア) 新刊等の発行</p>		

## 【II 自主事業】

事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計	事業 計
a 「上級チーンソーアッサー作業者の安全ガイド」の改訂 b 「新刊 車両系木材伐出機械スキルアップ教材（仮称）」（危険有害業務従事者に対する安全衛生教育テキスト） c 「林業安全衛生関係法令集」の改訂 d 「作業計画書の作成手引き（仮称）」の作成 (イ) 現行テキストの増刷 (ウ) DVD教材の作成頒布 イ 安全衛生用具等の普及促進	め一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図ることもに自主財源の確保に取り組んだ。 令和3年度に新たに作成又は改訂したもの	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
① 教材、DVD関係 上級チーンソーアッサー作業者の安全ガイド（第2版） ② その他 労働安全ポスター 労働衛生ポスター	1,000 部 7,500 枚 6,000 枚	① 教材等 改訂2版 チェーンソー作業の安全ナビ 集材機運転者安全必携 造林作業安全衛生実務必携 車両系木材伐出機械安全マニュアル 改訂初版 安全な刈払機作業のポイント 木材加工用機械作業の安全 林業現場責任者の基礎知識 林業労働災害事例集 緊急時対応カード 安全な刈払機作業（携帯式カード） 旧安衛則第36条第8号修了者を対象とした補講テキスト 旧安衛則第36条第8号の2修了者を対象とした補講テキスト ② DVD ソーチェーンの正しい目立て 刈払機の安全作業	30,000 部 1,200 部 700 部 3,000 部 37,000 部 1,500 部 500 部 1,000 部 500 部 2,000 部 1,000 部 100 枚 100 枚	① 教材等 ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林業に携わる事業主等に積極的に販売の斡旋を行う。 イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。	〔支部〕	ア イ	ア イ

## 【II 自主事業】

事業計画		事業実績		
		振動障害を予防するために		
その他			100枚	
電算修了証用紙(50枚1組)	200組			
立入禁止区域(安全表示板)	100枚			
図書、DVD安全衛生用品カタログ(2021年→2022年)	2,500部			
林材安全(3年4月～4年3月)	毎月2,500部			
イ 安全衛生用品等の普及促進				
チーンソーアクション等における防護衣(具)の確実な着用を推進するため、当協会がメーカーと共に開発した製品及びメーカー独自開発製品について、労働災害を防止するうえで不可欠なものとして、協会ホームページへの掲載など、積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。				
<b>(4) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</b>				
ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・発刊する。特に、企業の取組事例、タイムリーな題材への速やかな対応など読者の意見・要望に応えた編集・発行を行った。		月刊情報誌「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査分析、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実を図った。特に、安全管理者や事業場における労働災害防止に向けた具体的な取組事例の紹介など、会員の取組の参考となる記事を計画的に掲載し、第13次労働災害防止計画の達成に向けた取組事項について周知を図った。また、広報活動を推進するとともに、自主財源確保の手段として購読者の拡大、有料広告の確保に努めた。		
イ 林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の勧奨を行う。				
【業務目標】				
月刊発行部数	2,500部			
〔支部〕				
ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。				
イ 関係行政機関、団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。				
【業務目標】				
月刊発行部数	2,500部			
<b>(5) 労働安全・労働衛生標語の募集</b>				
ア 和合と3年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポス				

## 【II 自主事業】

事業計画		事業実績
事業	事業	事業
「安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業者及び労働衛生ボスターを作成、販売した。	ア 令和3年度林材業労働安全標語 イ 令和3年度林材業労働衛生標語 ウ 令和3年度労働安全ボスター エ 令和3年度労働衛生ボスター	「まさか」より「もしや」で見抜く危険の芽」「無理せずに、心と体に思いやり」 7,500枚 6,000枚
〔支部〕 標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。		
【業務目標】 標語応募総数 300点		
(6) 安全衛生教育テキスト等作成委員会		
時代に即応したテキストを作成し、労働災害の未然防止を図る。 以下のテキスト等について検討を行う。	ア 「上級チーンソー作業者の安全ガイド」の改訂 イ 「新刊 車両系木材找出機械スキルアップ教材（仮称）」（危険有害業務従事者に対する安全衛生教育テキスト） ウ 「作業計画書の作成手引き（仮称）」	当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂に当たり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。 〔検討対象図書〕 ア 「上級チーンソー作業者の安全ガイド」の改訂 イ 「作業計画の手引き（仮称）」の新刊編纂について
	安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	文書による意見聴取（年2回）
〔支部〕 労働安全衛生教育テキストに関する情報や外部からの要望等があつた場合には、速やかに本部に報告する。		
(7) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催		
林材業における労働安全衛生教育の高度事例講習機関として、その一定以上の教育レベルを維持するための講師養成を行う。令和3年度は、伐木造材作業に係る科目に併せ、支部からの要望等を踏まえて車両系木材伐出機械に係る科目を盛り込んで実施する。		労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各道府県支部において実施しているところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補完することを目的として、講師養成研修を開催した。
〔支部〕 支部講師の積極的な参加について勧奨する。		
【業務目標】 (1) 開催月日 令和3年7月8日（木）～9日（金） (2) 募集人員 50名程度（開催場所：東京都港区）	実施日 内 容	令和3年7月8日～9日（2日間） 振動障害の予防と対策のポイント、相手に伝わる話し方、チーンソーの安全操作及び点検・整備のポイント、使用者責任と安全衛生（関係法令）、伐木等の業務に係る災害事例、関係法令違反及び振動工具に係る事例演習のポイント、伐木等の業務に係る学科及び実技教育のポイント等について研修

## 【II 自主事業】

事業計画	事業計画	事業実績	事業実績
<p><b>4 安全衛生対策支援事業（自主事業）</b></p> <p>(1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施</p> <p>国の「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した林材業労働災害防止計画(5カ年計画)を着実に実施し、死亡災害の目標である2022年までに死亡災害を2017年と比較して15%以上減少させること、休業4日以上の死傷労働災害を、2017年と比較して5%以上減少させることを目標とした。</p> <p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和3年度林材業労働安全衛生に関する取組の実施要領」(以下「取組の実施要領」という。)を策定した。</p> <p>また、取組の実施要領の「重点とする取組」として、次の取組を実施した。</p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底</p> <p>労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、安全パトロール等において、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。</p> <p>また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡災害が多い作業に関連する災防規程の関係条文を解説した①「林材業労働災害防止規程講習会資料No3死亡労働災害の撲滅に向けた林業作業(A5版)」、現場安全パトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した②「林業 災防規程を遵守しましょう(A4リーフレット)」、同様に木作業についても、③「林材業労働災害防止規程講習会資料No4 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう(A4リーフレット)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。(再掲)</p> <p>イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助</p> <p>実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。</p> <p>(再掲)</p> <p>ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助</p> <p>(ア) 特別教育(補講)の適正な実施</p> <p>技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育等について いは、新たに制定した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に 係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車 両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、 「刈払機取扱作業者安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教 育を行うよう指導した。(再掲)</p> <p>(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の 開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。</p>	<p><b>4 安全衛生対策支援事業（自主事業）</b></p> <p>(1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施</p> <p>13次災防計画を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した林材業労働災害防止計画(5カ年計画)を着実に実施し、死亡災害の目標である2022年までに死亡災害を2017年と比較して15%以上減少させること、休業4日以上の死傷労働災害を、2017年と比較して5%以上減少させることを目標とした。</p> <p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和3年度林材業労働安全衛生に関する取組の実施要領」(以下「取組の実施要領」という。)を策定した。</p> <p>また、取組の実施要領の「重点とする取組」として、次の取組を実施した。</p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底</p> <p>労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、安全パトロール等において、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。</p> <p>また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡災害が多い作業に関連する災防規程の関係条文を解説した①「林材業労働災害防止規程講習会資料No3死亡労働災害の撲滅に向けた林業作業(A5版)」、現場安全パトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した②「林業 災防規程を遵守しましょう(A4リーフレット)」、同様に木作業についても、③「林材業労働災害防止規程講習会資料No4 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう(A4リーフレット)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。(再掲)</p> <p>イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助</p> <p>実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。</p> <p>(再掲)</p> <p>ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助</p> <p>(ア) 特別教育(補講)の適正な実施</p> <p>技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育等について いは、新たに制定した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に 係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車 両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、 「刈払機取扱作業者安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教 育を行うよう指導した。(再掲)</p> <p>(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の 開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。</p>	<p><b>【計画の目標】</b></p> <p>2022年までに</p> <p>ア 死亡災害を、2017年と比較して15%以上減少させること。</p> <p>イ 休業4日以上の死傷災害を、2017年と比較して5%以上減少させる</p> <p>こと。</p> <p><b>【業務目標】</b></p> <p>安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、有機的な取組を行い、一層の労働</p>	<p><b>【計画の目標】</b></p> <p>2022年までに</p> <p>ア 死亡災害を、2017年と比較して15%以上減少させること。</p> <p>イ 休業4日以上の死傷災害を、2017年と比較して5%以上減少させる</p> <p>こと。</p> <p><b>【業務目標】</b></p> <p>安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、有機的な取組を行い、一層の労働</p>

[二] 事業主自

事業計画	事業実績
災害防止効果を上げるために、次の取組を実施する。 会員に対し、集団指導会等を通じて「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知徹底を図る。(再掲) リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助	(イ) 安全衛生教育の実施 伐木等作業ガイドラインにおいても示されたチエーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施するよう指導した。 また、伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等(以下「木材伐出機械等」という。)の運転の業務に係る特別教育が平成26年12月1日に適用され、5年を経過することから、「チエーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」と同様に危険有害業務従事者に対する安全衛生が実施できるよう厚生労働省に通達の施行を要請した。
死亡労働災害の確実な実施に向けた指導援助(再掲)	死亡労働災害の撲滅を目指した取組 (ア) 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した。(再掲) (イ) 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導(再掲) (ウ) 直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害を分析した再発防止対策の周知・指導 周知・指導 オ 死傷災害の防止を目指した取組 (ア) 林材業 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを取組の実施要領により周知し、実施した。 (イ) 林材業 STOP! 転倒災害プロジェクトについては、取組の実施要領により周知し、実施した。 (ウ) 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。(再掲)
死亡労働災害の対策の徹底(再掲)	死亡労働災害の対策を周知・指導する取組 (ア) 林材業 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン (イ) 林材業 STOP! 転倒災害プロジェクトの取組 (ウ) 林材業年末年始無災害運動の周知徹底 ・林材業年末年始無災害運動ポスターの作成
(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導	(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導 林業及び木材製造業における労働災害の発生状況は、度数率、強度率、死傷年千人率において、他の業種と比べても非常に多くの災害が発生しておる、令和2年4月～12月に安全管理士が実施した現場安全パトロールにおいて、林業・木材製造業労働災害防止規程(以下「災防規程」という。)のいずれかに抵触しているとして指摘された事業場は、林業パトロールにおける109現場の内72現場であり、指摘率は64.9%、木材製造業パトロールにおける21工場の内16工場であり、指摘率は76.2%であった。 この指摘率の高さは、多くの事業場で災防規程を遵守されていないことを示しており、労働災害が多発する大きな要因の一となるつている。 このような状況を踏まえ、本部は災防規程を遵守させるため、その遵守状況を示したリーフレットを活用し、パトロール等において遵守指導を行うとともに、過去に多発した災害の原因と対策、それに係る災防規程をまとめた小冊子を作成し、支部はリスクアセスメント集団指導会において、小冊子を説明する等の取組を実施する。 また、平成31年2月12日に労働安全衛生規則の改正が公布され、この改正に伴い「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及

## 【II】自主事業

事業計画	事業実績
び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」 が整備されたことから、災防規程の見直し作業を行う。  〔支部〕 支部は、会員に対し災防規程を遵守するように、集団指導会、個別指導、 安全パトロール等、あらゆる機会を通じて指導する。  【業務目標】 ア 会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて新災防 規程の周知徹底を図る。 イ 本部は、リスクアセスメント集団指導会用の資料の改正規則等に則した 見直しを行い、支部に配付する。 ウ 支部は1回以上、災防規程の講習会又は研修会を開催すること。 受講者目標 2,000名以上	本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令期間中の講習会や安全パトロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、災防規程の周知徹底を図るよう指導した。
(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組	
ア 全国安全週間に実施される7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を重視的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日～7日)についても協賛者として取り組んだ。 なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおり	
実施事項	
安全パトロール	21支部
労働安全ポスターの配付、掲示	47支部
全国労働衛生週間	
厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」(10月1日～7日)の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。 なお、「林材業労働衛生週間」(9月1日～9月30日までの1か月間は準備期間、10月1日～7日(本週間)の主な取組みは、次のとおりである。	
実施事項	
安全衛生パトロール	24支部
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	20支部
労働衛生ポスターの配付、掲示	47支部
「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。 ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災防月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施	
〔支部〕	

## 【II 自主事業】

事業計画	事業実績
イ 支部長は、本月中旬に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。 ウ 会員に対しては、「災防規程の遵守」「今日の作業ボイントカード」・「事業場自主点検表チェックリスト」の活用、労働安全及び労働衛生ボスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等取組事項の実施を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。	ウ 林材業年始無災害運動 令和3年度は、年末年始無災害運動の取組を令和3年12月15日～令和4年1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、本部で作成した年末年始無災害ボスターを配付、掲示するなど年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。 なお、主な取組は、次のとおりである。
【業務目標】 ア 「林材業労働災害防止月間」の設定（7月）及び同月間期間中の取組具体的には、 (ア) 災防規程の講習会の実施 (イ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 (ウ) 「今日の作業ボイントカード」、「事業場自主点検表チエックリスト」の活用等 (エ) 策定した取組事項について、地方駐在安全管理士がプロジェクト内支部長と緊密に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。 特に、リスクアセスメントの定着のため、「安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業」において取り組むこととしているリスクアセスメントフォローアップについて、本月間に支部と連携の上、集中的に取り組む。	エ 林材業STOP！熱中症クールワークキャンペーンの実施 林材業における熱中症については、死亡災害ゼロを目指し、令和3年度の取組の実施要領において、「林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として、5～9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、リーフレットを10,400部作成して配付し、本キャンペーンを展開した。
イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組 ウ 林材業年始無災害運動の取組（再掲） エ その他の取組 次の事項についても併せて取り組むこととする。 (ア) 林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（再掲） (イ) 林材業 STOP！転倒災害プロジェクトの取組(再掲)	オ 令和3年度下半期の労働災害防止対策の取組 林業においては自己倒壊による「激突」災害の対策を徹底するよう指導するとともに、伐倒作業が本格化する時期を迎えることは、また、木材製造業においては、非定常作業における労働災害の再発防止対策を徹底すること、リスクアセスメントの実施についても徹底するよう指導した。 令和3年度下半期の取組は、全国労働衛生週間、林材業年末年始無災害運動を通じて、下半期の労働災害防止の取組を展開した。 また、上半年における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果と再発防止対策」をとりまとめ、林業における死亡労働災害ゼロを目指して、支部の集団指導会や現

## 【II 自主事業】

事業計画	事業実績																				
<p>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報とともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。</p> <p>〔支部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</li> <li>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供</li> </ul> <p>【業務目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月）</li> <li>イ 死亡災害事例速報（随時）</li> <li>ウ 林材業労災防止協会年報（毎年）</li> <li>エ 協会ホームページへの掲載</li> <li>オ 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例の掲載（随時）</li> </ul>	<p>場安全ハトロール等で甲巻防止対策により指導することと、林材安全に喝詰して類似災害防止に向けた取組を実施するよう指導した。</p> <p>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報とともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供先</th> <th>提供頻度</th> <th>提供媒体</th> <th>提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支部（会員）</td> <td>随時</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部（会員）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省版</td> <td>毎月</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部（会員）</td> </tr> <tr> <td>労働災害発生状況速報</td> <td>毎月</td> <td>ホームページ</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>労働災害事例</td> <td>各月号</td> <td>月刊情報誌「林材安全」</td> <td>購読者</td> </tr> </tbody> </table>	提供先	提供頻度	提供媒体	提供先	支部（会員）	随時	ファックス、Eメール	支部（会員）	厚生労働省版	毎月	ファックス、Eメール	支部（会員）	労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般	労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者
提供先	提供頻度	提供媒体	提供先																		
支部（会員）	随時	ファックス、Eメール	支部（会員）																		
厚生労働省版	毎月	ファックス、Eメール	支部（会員）																		
労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般																		
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者																		

### (5) 各種活動における会員加入の取組

林材業事業者における協会会員の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。

このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も対策とするものにおいては、会員加入を促した。

ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布

イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加えた。

〔支部〕

ア 支部は、集団指導会の案内通知にあたり、非会員に対するものには、協会パンフレットを同封する。

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績			
イ 支部は、非会員も参加する集団指導会、安全衛生大会、安全パトロールにおいて、協会パンフレットを配布又は展示する。				
<b>(6) ホームページの運営</b> ア 会員はじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実を図る。 イ 利用者にとって視認性、可読性、判読性の高いデザインのホームページを目指した検討を行う。	<p><b>(6) ホームページの運営</b> ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度のアクセス総件数</td> <td>69,467件(190件/日)</td> </tr> </table>	令和3年度のアクセス総件数	69,467件(190件/日)	
令和3年度のアクセス総件数	69,467件(190件/日)			
<b>〔支部〕</b> ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。 イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。				
<b>【業務目標】</b> アクセス件数 200件/日				
<b>(7) 全国林材業労働災害防止大会の開催</b> 第57回全国林材業労働災害防止大会を新潟県にて開催する。令和3年度は、コロナ禍の中で開催することも想定されることから、参加人数を制限する一方でライブ配信を実施し、直接参加できない方でも視聴できるようにする。	<p><b>(7) 全国林材業労働災害防止大会の開催</b> 第57回全国林材業労働災害防止大会を令和3年10月21日(木)、新潟県新潟市において開催し、功労者等の表彰等をネット配信とのハイブリッド形式で行い、安全衛生意識の高揚を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>全国林材業労働災害防止大会</td> <td>新潟県新潟市</td> <td>139人</td> </tr> </table>	全国林材業労働災害防止大会	新潟県新潟市	139人
全国林材業労働災害防止大会	新潟県新潟市	139人		
<b>〔支部〕</b> 会員に対して、全国林材業労働災害防止大会への参加及びライブ配信の視聴応援に努める。				
<b>【業務目標】</b> (1) 開催月日 令和3年10月21日(木) (2) 開催場所 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター				

## 【II 自主事業】

事 業 計 画	事 業 実 績	績
(3) 参加者目標	直接参加者 150 名	
<b>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b>		
ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林材業の労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林材業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う。		
イ 厚生労働大臣が表彰する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」「厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」及び中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」候補者を選考し、推薦する。		
〔支部〕		
ア 全国林材業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者の推薦を行う。		
イ 「厚生労働大臣表彰」、「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」及び「緑十字賞」の候補者の推薦を行う。		
<b>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b>		
ア 全国林材業労働災害防止協会表彰規程において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のために特に功労、功績のあつた個人の表彰を行った。		
<b>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b>		
ア 全国林材業労働災害防止協会表彰規程において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のために特に功労、功績のあつた個人の表彰を行った。		
<b>5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）</b>		
<b>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</b>		
協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく健全で適正な管理制度及び事務・事業を進めるとともに、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月3日）を踏まえ業務運営の改善に向け継続して取り組む。		
令和3年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、平成30年度から進めている支部監査指導に引き続き取り組むとともに、指導結果に基づく適切な対応を図ることとする。		
ア 支部監査の実施とコンプライアンスの徹底		
(ア) 監査指導室の活用により、協会業務の適正かつ効果的な執行について定期的、計画的な会計等監査指導を実施し、監査指導を効果的に進める。		
(イ) 改正会計規程（平成29年4月1日施行）に基づき、本部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き計画的に支部に対して適確な指導を実施する。		
(ウ) 「コンプライアンス管理規程」（平成30年10月5日制定）及び「コンプリ		
<b>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</b>		
「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」（平成23年11月）、「林材業労災防止協会の在り方に關する検討委員会報告書」（平成24年1月）及び「林材業労災防止協会の在り方に關する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月）を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続的に取り組んだ。令和3年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、平成30年度から進めている支部監査指導に引き続き取り組んだ。		
ア 支部会計業務監査の実施とコンプライアンスの徹底		
協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため、年間監査計画を策定し、「監事監査規程」、「会計業務等に關する内部監査実施規程」に基づき、監事と連携して監事監査、内部監査指導を計画的に実施し、監査結果による的確な改善措置の徹底を図った。		
<b>(2) 組織体制の整備強化（自主事業）</b>		
<b>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</b>		
協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく健全で適正な管理制度及び事務・事業を進めるとともに、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月3日）を踏まえ業務運営の改善に向け継続して取り組む。		
令和3年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、平成30年度から進めている支部監査指導に引き続き取り組むとともに、指導結果に基づく適切な対応を図ることとする。		
ア 支部監査の実施とコンプライアンスの徹底		
(ア) 監査指導室の活用により、協会業務の適正かつ効果的な執行について定期的、計画的な会計等監査指導を実施し、監査指導を効果的に進める。		
(イ) 改正会計規程（平成29年4月1日施行）に基づき、本部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き計画的に支部に対して適確な指導を実施する。		
(ウ) 「コンプライアンス管理規程」（平成30年10月5日制定）及び「コンプリ		

## 【II 自主事業】

事業計画		事業実績	
ライアンス連携の処理に関する細則」(同)に基づき協会内のコンプライアンスの徹底を図る。	イ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を図るために、計画的な内部業務監査指導を行う。(再掲)	イ 支部登録教習機関業務等の内部監査の充実強化及び指導(再掲) 都道府県支部が実施する安全衛生教育に係る内部監査については、平成元年度から登録教習機関としての技能講習の監査に加え、特別教育も対象として、実施要綱、実技教育安全マニュアルに基づいた遵守状況を確認するとともに、これらの定着、浸透を図るため、全支部を対象として3年間で監査予定の3年度目として実施した。	
〔支部〕 本部と連携して、支部業務全般について業務改善の取組みを進めること。	特に、改正会計規程の施行に伴い、支部会計業務の適正な運用を進めること。	ウ 登録教習機関等内部業務監査	21支部
【業務目標】 ア 支部監査指導の実施（10支部） イ 技能講習、特別教育等安全衛生講習の内部監査指導（11支部）		監査結果の共有 年度内に実施した監事監査及び内部監査指導の結果について、支部長会議において改善・指導事項別に示して業務改善に資するための共有を図った。	
(2) 理事会・総代会等の開催	(2) 理事会・総代会等の開催	執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。	
【業務目標】 事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行決定のための理事会及び総代会を開催すること。			
(3) 支部長会議等の開催	(3) 支部長会議等の開催	新型コロナウイルス感染症の対策状況を勘案し、全国支部長会議の開催方法を対面会議開催に代え、役員等一部対面と支部長はWeb参加のハイブリッド方式による開催とした。	
【業務目標】 ア 理事会（定例会 令和3年4月、5月、10月、令和4年1月予定） イ 第61回通常総代会（令和3年6月2日（水）開催）	第61回通常総代会 第62回臨時総代会 第79回理事会 第80回理事会 第81回理事会 第82回理事会 第83回理事会	令和3年6月 令和3年12月 令和3年5月 令和3年6月 令和3年10月 令和3年12月 令和4年2月	支部長会議 令和4年2月
(3) 支部長会議等の開催	(3) 支部長会議等の開催	ア 全国支部長会議を開催し、令和4年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を一貫的に推進する。 イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和3年度事業の具体的な計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を効率的に推進する。 ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図る。	

## 【II 自主事業】

事業計画	事業実績
<p>【業務目標】</p> <p>ア 全国支部長会議（令和4年2月中開催）      イ 全国支部事務局長会議（令和3年6月16日（水）開催）      ヴ 新任支部事務局長会議（令和3年6月16日（水）開催）</p> <p>（4）情報セキュリティ対策の推進</p> <p>協会が保有する個人情報、事業場等に関する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報等を職員に随時提供し、注意喚起を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。</p> <p>〔支部〕</p> <p>「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要な情報等の適切な管理を実施する。</p>	<p>（4）情報セキュリティ対策の推進</p> <p>協会が保有する個人情報、事業場等に関する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティポリシーにより継続的な対応を図るためのCSIRT連携訓練や、本部における情報セキュリティ自己点検を実施し、職員の情報セキュリティに対する認識を高めた。</p> <p>「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要な情報等の適切な管理を実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 本部役職員、新任採用職員に対する教育・研修（随時）      イ 本部情報システム等に係る情報資産削減、リスク評価、自己点検、情報セキュリティ監査の実施      ヴ 支部長会議、全国支部事務局長会議、新任支部事務局長会議開催時ににおける研修</p>

## 【評価委員の意見等】

### (労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（継続）)

- 労働安全衛生規則等の一部改正の周知という本事業は、2年目なので受講者数の実数は減少したが、特別教育の補講については多くの受講生について実行した。
- 特別教育（補講）の受講希望に対応したこととは評価できる。
- 規則改正内容についてリーフレットを作成し、各支部で実践的リスクアセスメント集団指導会において、関係者への周知徹底を図った。チエーンソーの特別教育（補講）を計画的に実施するなど、災防団体としての役割を積極的に果たした。
- 補講テキストの発行が遅かったのでは。伐木業務特別教育 → ペーパー受講者は別にしても良かったのでは。
- 当初の計画に従い確実に実施されている。
- 成果目標「改正安衛則、関係ガイドラインの周知・指導用資料（パンフレット）を作成する」は達成した。特別教育（補講）について実績として記載してあるが、成果目標には含まれておらず、評価が困難である。
- 特別教育の実施など評価できる。

### (安全衛生教育等の実施と資格取得の促進)

- 本事業は、多くの資金と労力を投入された重要な活動であり、昨年に続き活発に実行された。内部監査も実行され、指摘されているが、令和3年度にも未実施支部が10支部あり、今後の課題を残した。
- 内部監査が令和2年度未実施の支部も含めて実施できたことは評価できる。
- 令和3年度は、安全衛生に係る講習会・地方公共団体等からの受託事業が新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行われた。その結果、各支部において前年約2,6万人減の合計36,980人が受講した。特別教育の実技教育の内部監査の充実強化及び、指導に関するコロナ禍の影響により前年末実施の11支部を含め22支部に対して実施をした。
- 林業では補助金施設が中心となり、補助金とセットの事業となりつつある。どのような型での事業が多いのか？
- 当初の計画に従い確実に実施されている。
- 労働安全衛生に係る講習会等について着実に実施している。伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に発生した災害に係る対策について、3年度に前年の未実施分を含め実施し、3年度までに全部に対する内部業務監査を実施したことを評価する。
- 資格取得を促進した。

### (図書・安全衛生用具等の普及)

- 収益事業はその目的を達成している。特に安衛規則の改正に伴う補講テキストの販売実績を上げている。安全教育、普及の要でありさらなる活動を期待する。
- テキストの販売が順調に行われ、多くの関係者に活用されていることは評価できる。引き続き取り組んでいただきたい。
- 図書販売のPRを広く一般に拡大することにより、労働安全衛生の意識の普及・向上に寄与した。引き続き、図書・安全衛生用具等の地道なPRによる普及促進が期待される。
- 造材作業安全衛生実務必携 - 古すぎます。DVD、ソーチェンの正しい目立てを新しくしては。他社のテキストなどのチェックは必要ないか？
- 当初の計画に従い確実に実施されている。
- 図書教材等の作成、頒布や、安全衛生用品、保護具等の普及促進につき、着実に実施しているが、成果目標が定められておらず評価が困難である。
- 教材、DVD、ポスターなど刊行した。

### (月刊情報誌「木材安全」の編集・発行)

- 林災防活動の重要な広報活動であり、労働安全にかかわる現場の情報誌でもあるのでさらなる普及に努めて欲しい。
- ネットの時代ではあるが、手に取りやすくわかりやすい情報誌は重要と思われる。未購読事業所に新規購読案内を行い、有料購読部数が増加したことは評価できる。
- 「木材安全」の編集に購読者からの声を反映し、内容の充実が図られている。その結果、有料購買部数の増加につながっている。労働災害防止活動に役立っているとのアンケート結果からも、労

## 【評価委員の意見等】

- 衛生専門誌としての公益性・社会性を担保している。
- タイムリーな記事に助かります。害虫除けの方法、薬剤などの記事もほししい。ダニ、ヒル等。コマーシャルを入れるのはどうか。
- 本部の活動の大きな柱であります。時間、労力を使って作成されています。読者に関心を持つてもらようと思うな記事、内容を持続していなければいけません。
- アンケートにより、読者の反応を把握し、意見を反映させている。広報活動等により、有料購読部数の増加という成果を達成している。
- 「林材安全」は秀れた情報誌といえる。

### (労働安全・労働衛生標語の募集)

- 標語の応募数もかなりあり、現場の労働安全意識を高めるためよい方法である。
- 標語の募集は限られた業界内にどまりがちであるが、市販の公募誌を活用したことは評価できる。このようなことを通じて、林材業の安全についての関心を高めていただきたい。
- 協会情報誌とホームページによる募集に加えて、一般の公募誌のウェブサイトのメディア拡大により、一般公募者からの応募が多数有り、一般国民の安全衛生活動への関心を喚起する機会となつていい。

- 応募総数が目標値をかなり大きくクリアし、積極的な活動をされていると思います。

### (安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催)

- 事業計画にある「改訂上級チーノンソーアの安全ガイド」「作業計画書の手引き」について対面の委員会は開催されなかつたが、書面による意見収集により出版でき、ほぼ目的は達成された。
- 参集する必要のないものはオンラインや書面のやりとりで効率的に行えればよいと思われる。今後のためにもこのような手法も継続的に検討していただきたい。
- コロナ禍の下で、書面による意見照会を行い。テキスト作成作業を行つた。「改訂上級チーノンソーア作業者の安全ガイド」は、令和3年6月に改訂第2版を刊行した。
- コロナ禍で、「参集しての委員会開催はできず、書面での意見照会を行つた」とあるが、Web会議での開催など異なる工夫を期待する。

### (安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催)

- 目的の募集人員に達し、受講者のアンケート結果も役に立つたと評価し、良かったといえる。
- 開催要望の多い講義科目を盛り込んで開催できることは評価できる。
- コロナ禍の下で、人員を制限して今年度も実施し、講師養成研修は一定の成果を修めている。
- 講師養成は増え必要となるし、充実し続けてもらいたい。
- 当初の計画に従い確実に実施されている。なお、各地域（都道府県）から研修参加者がありましたでしょうか。
- コロナ禍で応募人数の数値目標は達成できなかつたが、アンケート結果では、満足であるとの回答が多數あつた。成果目標（アウトカム）として、アンケート調査結果（満足度〇%以上と、など）を指標として活用してはどうか。
- 研修は良い評価を得ている。

### (「林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施)

- 目標達成に向けた取り組みとして、安全管理士による集団指導会を中心として活動の他、林業普及指導員と連携各種活動の結果として令和3年度には、木材業の死亡結果を除き、目標を達成、評価できる。
- 令和4年度が最終年度であり、引き続き取り組みを進めたい。
- 集団指導会の実施、林業死亡労働災害多発警報発令の効果的な実施など、多様な取組みが実施された結果、林業の死亡労働災害は30人（前年6人減 平成29年度比25.0%減）と目標を下回ったため、木材製造業では達成出来なかつた。
- 5ヵ年計画に向けて種々の事業を確実に実施されています。その一方、実施された事業の重複記述内容ですので、この項目として強調あるいは特記すべき事柄について示される良いのではないでしょうか。

### 【評価委員の意見等】

- 「第13次労働災害防止計画」の計画期間の途中ではあるが、目標「死亡労働災害を令和4年までに平成29年と比較して15%以上減少、休業4日以上の死傷災害を5%以上減少」に対して、令和3年時点の達成状況があれはばかりやすいのではないか。
  - もう少し目標を高くしてもいいのではないか。
- (「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導)
- 安全管理士等が行う安全パトロール、集団指導及び個別指導並びに、現場安全パトロール、リスクアセスメントのフォローアップなど、規程の周知指導に当たった。
  - 各支部において災防規定の講習会または研修会を実施するが、実績からは全ての支部が1回以上実施できたか不明。
  - 各支部において災防規定の講習会または研修会を実施し、目標を上回る受講者に対して、災防規程の周知や死亡災害再発防止策の指導が積極的に行われた。
  - 現場安全パトロールで県職員と同行することがあるが、林災防をあまり理解していない。林野庁一 根利での研修のために伐木の特別教育を受ける。
  - 計画に従って実施されています。災防規程の各種講習会の目標を大きく上回っています。良い評価としてよいのではないか。
  - 成果目標（数値目標）を達成しているが、周知・指導の理解度や定着度など、アウトカムのデータがあれば、よりよい評価ができると思われる。
  - 着実に指導されている。

### (「林業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組)

- 災害防止月間の活動は、安全衛生パトロール、講習会の実施、ポスターの配布であるが、半数近くの支部ではパトロール等の活動がされていない。支部の事情もあろうができるだけ多くの支部で実行されること。
  - コロナ禍で難しかったかもしけないが、安全パトロールは重要な事業であり、工夫して実施していただきたい。
  - 林業労働災害防止月間、全国安全週間、林材業年末年始無災害運動、林材業STOP！熱中症クールワークキャンペーン等の多彩な取組みが行われた。
  - 計画に従って確実に実施されないと思います。
  - 成果目標が定性的な表現であり、評価が困難である。
- (労働災害情報の収集分析と提供)
- 労働災害情報は、作業者にとって重要であり、支部からの情報提供と本部の分析、雑誌、ホームページによって情報提供されている。
  - 労働災害情報の分析はリスクアセスメントにつなげていきたい。
  - 労働災害情報の収集分析については、都道府県支部及び、地方駐在安全管理士や事務調査員のネットワークを駆使して、リアルタイムで分析して広報したことが類似災害の未然防止に貢献している。

- 当協会の事故分析は大切である。

- 計画に従って確実に実施されていとと思います。

- 成果目標と実績が対比されておらず、わかりにくいくらい。

### (各種活動における会員加入の取組)

- 新規の事業であるが、林業作業者全体会員数を増やし、会員数を増やす、労働安全活動に参加させることは意義がある。
  - 引き続き取り組んでいただきたい。
  - 各種活動における非会員参加者に対して、入会を促すために協会パンフ等の資料を配付した。
  - シルバーハウスセンター、ボランティア団体、NPO法人など、森林の手入れなどで会員になつても良いと考える団体もあり、行政と連携を密に会員加入を働きかけてはどうか。
  - 活動され、その結果どのようになつたかという記述を示されると良かったと思います。
  - 成果目標が示されておらず、評価が困難である。
- (ホームページの運営)

### 【評価委員の意見等】

- 会員に対する情報提供はじめ、講習会、研修会の案内、開催予定などの広報として重要であるが、令和2年度よりアクセス件数が減少した。
- 魅力的な情報発信に取り組んいただきたい。
- ホームページの最新の情報掲載や迅速な更新を行ったが、省令改正の特別教育講演が終したことが影響し、アクセス数が前年比27.5%減となつた。令和4年度ホームページの完全リニューアルサイトに期待したい。
- 情報の多様化は進むと思われる。
- リニューアルサイトの検討内容をもう少し詳しく示されると良かったと思います。
- ホームページのアクセス件数は元年度、2年度、3年度と年々減少している。4年度中にリニューアルサイトを公開するための検討作業を進めた、とあるが、具体策が不明であり、評価が困難である。

### (全国林材業労働災害防止大会の開催)

- 第5波の新型コロナ感染防止宣言中であった昨年は、開催されなかつたが、令和3年度の大会は、ネット配信も含め、大会は盛会であった。
- ネット配信に工夫したことには評価できる。

### (労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦)

- コロナ禍のため、ハイブリッドでの開催となつた。WFB参加の確保等について次年度の開催手法においての検討の必要はある。
- コロナ禍の中、工夫されながら実施されたことは評価できます。なお、災害防止大会時のアンケート調査の母数はどの程度だったのでしょうか。
- コロナ禍ではあるが、参加人数の制限など工夫を凝らして2年ぶりに大会を開催し、アンケート結果も好評であった。

### (協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組)

- 昨年は、コロナにより表彰事業が縮小されたが、今回についてはほどこおりなく実施した。
- 大会会長表彰及び、緑十字賞の推薦が行われ、労働安全衛生意識の高揚に寄与した。
- 適切に実施されていると思います。
- 2年ぶりに表彰事業を再開し労働安全衛生意識の高揚に寄与した。
- 監事監査、会計等内部監査等実施、結果について活用した。
- 各支部への指導を行つたことは評価できる。
- コロナ禍のもと、全支部監査を終了し、協会全体のコンプライアンス確保と適正な組織運営の取組みが評価される。
- 適切に実施されていると思います。
- 全支部の監査を終了し、総括もとりまとめられた。今後のこの成果をもとにさらなる業務改善を期待する。

### (理事会・総代会等の開催)

- 新型コロナ感染防止中にもかかわらず、総代会、理事会は予定通り開催した。
  - 当初の計画通り開催された。
  - 適切に実施されていると思います。
  - 協会の経常の業務運営である。
- ### (支部長会議等の開催)
- 新型コロナ感染防止中のため、会議は、対面では一部開催できなかつたが、リモートによって資料の配付、意見収集を行い、その目的を果たしたといえる。
  - コロナ禍において、ハイブリッド・オンライン方式で計画通り実施された。

### 【評価委員の意見等】

- 適切に実施されていると思います。なお、全国支部事務局長会議、新任支部事務局長会議の期日、誤りではないでしょうか。
- 協会の経常の業務運営である。
- (情報セキュリティ対策の推進)
  - 情報セキュリティーを中心に戦略を中心に実施した。
  - セキュリティ機器等の導入、同教育等を通じて一層の情報セキュリティ対策を図られたい。
  - 適切に実施されていると思います。なお、3年度事業実績で「イ」に本部職員とありますが、全ての本部職員の方々でしようか。また、「ウ」国が実施する情報セキュリティにかかる会議、研修に参加された方はどのような方でしょうか。
  - 成果目標が定性的であり、評価が困難である。研修成果の定着度などを数値目標として設定すればどうか。

### 【総合コメント】

- 令和3年度事業全体について、新型コロナ感染防止のなか事業を実施せざるを得なかつた。令和2年度より例えれば対面の研修、会議も実行できた。しかしながら一部にはリモートによる会議をせざるを得なかつた。令和3年度は、林業木材製造業において、ウッドショックと称される木材の高騰と材料不足、林業労働者の負担が多かつたと思われるが木材業の死傷事故、林業の死亡事故についても令和2年度より減少できることは大いに評価できることがある。伐倒を中心とした労働安全衛生規則の改正とこれにともなう林災防の活動の成果といえよう。
- 業種として、中小規模事業場が多いことや、特に林業は現場が山間地であることなど、安全衛生対策を取り組むに当たって工夫の必要な事業が多く、支部のご苦勞も多いと思います。そのような中、行政機関とタイアップして重点を絞った取り組みが積極的に行われており、評価できます。他の業種においても同様ですが、労働者の高齢化が進んでおり、災害のリスクも高まりますので、休憩時に運動を取り入れなどの災害防止や、健康診断の漏れがない受診の必要性を事業者に訴え、さらなる安全衛生水準の向上に取り組んでいただくことを期待します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、オンライン研修会・eラーニング・遠隔会議システム等を導入して、大会や講習会・研修会等を実施し、一定の事業活性化が見られた。また、このような状況の下、業務評価対象23事業で可能な方策を講じる事により、事業目標の達成または、目標に近いレベルで達成された事を評価したい。ポストコロナに向け、一層の事業活性化が望まれる。
- 業界の形態が変化しているのは。各支部が木連系と森林組合系どのような割合か？
- 会員の資格はどうなもののか → もっと窓口を広げても良いのでは？
- 林業においては補助金（国、県、市）頼りになつており、公との関係が必要か。

- 当初の計画・目標に従つて確実に事業実行されていることは評価されます。また、研修会や講習会等、人が集まる活動においては工夫しながら進められており、評価できると思います。なお、本業績評価の記述においては、当該年度の目標（成果目標）と自己評価の記述とを対比した形で表現されるとより評価側にとって理解しやすい形になると思います。また、自己評価の記述については成果目標として数値が示されている場合は評価しやすいと思いますが、数値のみならず成果の内容についても記述していただくと評価する側にとってより適正に評価することができます。ただし、自己評価を良くしたいという思いで結果以上的事柄を過大に示すべきではないと思いますので、結果として良くないことになった事についても率直に示されることがよろしいのではないか。

- コロナ禍で各種活動が制限される中、工夫して様々な取り組みを実施されたことに敬意を表する。
- 個別事業の成果目標が、研修等の開催回数などアウトプット主体となっている。研修等を実施して、どれだけ理解が進み定着したのかを、例えばアンケート調査実施などによりアウトカムで評価すればどうか。
- 「第13次労働災害防止計画」の目標「死亡労働災害を令和4年までに平成29年と比較して15%以上減少、休業4日以上の死傷災害を5%以上減少」の令和3年時点の達成状況があればわかりやすいのではないか。
- コロナ禍でWeb会議が全国的に常態化しており、林災防の会議・委員会・研修などもWeb会議をもう少し活用してもよいのではないか。
- 事業目的に沿つた適切な事業展開がされているといえる。

# 令和4年度 業績評価実施要領

林業・木材製造業労働災害防止協会  
総合評価委員会

## 1 目的

- (1) 本要領は、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）が実施する事業の効果的・効率的な推進を図り、もって労働災害防止の一層の向上を図ることを目的として行う業績評価の実施に関する具体的方法を定める。
- (2) 令和4年度に実施する業務実績の評価は、令和3年度に実施した事業を対象とする。

## 2 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における24事業とする。

### 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）

- (1) 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（拡充）
- (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
- (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
- (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業（拡充）

### 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）

- (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

### 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（7事業）

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着（継続）
- (2) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
- (3) 図書・安全衛生用具等の普及
- (4) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
- (5) 労働安全・労働衛生標語の募集
- (6) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
- (7) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

### 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）

- (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
- (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
- (3) 「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組
- (4) 労働災害情報の収集分析と提供
- (5) 各種活動における会員加入の取組
- (6) ホームページの運営

- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

- 5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）
- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
  - (2) 理事会・総代会等の開催
  - (3) 支部長会議等の開催
  - (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業について、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

### 3 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記2の24事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

- (ア) 事業目的は達成されているか。
- (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
- (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
- (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
- (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

- (ア) 労働災害の防止
- (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シート（別紙1）を作成する。

イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。）を総合評価委員会（以下「委員会」という。）委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表（別紙2）に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。  
具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表（別紙3）を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表（別紙4）を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注1）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基に作成する。

#### 4 令和4年度委員会スケジュール

下記日程により実施する。

令和4年8月1日	第1回委員会開催
令和4年9月下旬	令和3年度事業業績評価シートを委員に送付
令和4年11月上旬	各委員から委員コメント表を事務局へ送付
令和4年12月12日	第2回委員会開催
令和5年1月	業績評価報告書作成（印刷）

